

大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第2集／1921年版

(覆刻版)

法政大学出版局

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA5判に縮小した。)

日本勞動年鑑

(年拾正大)

大原社會問題研究所

## 緒 言——大正九年大觀

大正九年は日本の社會に探つて可なり重要な出來事の多い年であつた。顧みれば歐洲戰爭開始以來漸次に繁榮に趨いた日本の經濟界は、その間一張一弛多少の波瀾はあつたが、大體に於ては、順潮に滿帆の風を孕んだ船の如くまつしぐらに、その資本主義的組織の完成の途を辿つて實に五年の長き間未曾有の好景氣を經驗したのであつた。大正八年の暮は正にそのクライマックスであらうと思はれたのにも拘らず事實は大正九年に及んでも、この勢は止まなかつた、従つてそれに附隨して社會問題が色々と從來の形容を濃厚にしつゝ發展した。然るに四月俄然として經濟界に一大波瀾が來てからは、社會各方面に種々の變動は起つた。株式の崩落に伴れて綿絲生絲の大暴落となり銀行破綻の頻出となり、さしもに榮華を誇つた戰時の成金連にも槿花一朝の嘆が聞かれた。五六七八月の恐怖時代を過ぎて秋に入つてよりは、財界やや不安の域を脱しがれども、低流は依然として險惡にして所謂景氣の恢復は何時の日にあるべきかを疑はしめた。

かくの如く大正九年はその中間に恐慌と云ふ資本主義經濟組織に必然的な一大現象を有したがために、それに又必然的な社會的事相は最も顯著に表はれざるを得なかつた。恐

恐慌前に源を發したもののに労働争議の頻發、生活費の騰貴、俸給生活者の生活難、住宅の缺乏、地主對小作の紛議等があり、恐慌後に失業失職者の増加、労働運動の方向轉換、米價下落に基く地主の反抗等なきを得なかつた。而して之を通じて思想の傾向にも政府の政策にも幾多の變化と種々の意味に於ける動搖とがあつた。

労働運動を中心として考へれば、労働組合は數年來の地歩をかためて漸次に業體別又は工場別による鞏固なる組合となると同時に労働者の團結心は漸次に強くなり東京市電車のストライキ、八幡製鐵所のストライキ等の如き大組織の罷業をも敢行するの勇氣を示すに至つた、恐慌來後は、爭議の數が減少すると共に労働者の地位が不安となりその運動が一頓挫を來した觀がなきにしも非ずであつたがこれ恐くは表面的な一時的反動であつて、労働者は益その地位を自覺し團結による力の自信を強くし彼等の運動の標的を確かとつかみ得る様になつたと見るべきであらう。

次に注目すべきは本年に入つて小作人問題商業使用人週休問題、及俸給生活者特に小學校教員、巡查、下級官吏の増給運動が新に社會的に發現して來たことである。前二者はその直接の原因を國際労働會議の結果に負ふ所少くないが、古くより問題となるべくしてなり得ざりしもの、本年に於ても何等具體的にまとまつた結果に到達しなかつたが澎湃たる

世界の大勢は今後必ずや彼等にも自覺をせまるであらうと思はれるが故に、彼等の數が多く彼等の地位が悲惨であればある程問題は重要を加へて来るであらう。後者については生活難の現實が、彼等の脊負ひ切れない程の形式道德の羈絆を破らしめたものであつて、自ら今後の彼等の進み行く方向を語るものと云ふべきであらう。

労働者又は準労働者の運動がかくの如き方向を探つたことは明らかに資本家側に對する脅威であつた。茲に於てか、彼等の内最も極端な者を除いては等しく勞資の協調と人格對等主義とを口にする様になり、彼等の或者はその經營する工場には進んで多少の所謂福利増進設備をする様にもなつた。けれども、その多くは、依然として現實に罷業その他によつて彼等の受けた壓迫によつて成されたものであつて、彼等の自發に出でたものは割合に少なかつた。而して一旦恐慌が来てからは、從業員労働者を何の用捨もなく切り捨てゝ失業者と失職者とは非常な數に上つた。

以上の様な有様で、社會狀態はこの一年の間にもだんだん階級的に分化し來る姿が見へる。それにつれて思想も社會運動もだんだん險惡になつて來た。それは、住宅の缺乏にも、生活費と賃銀又は俸給との不均衡にも、思想界の論調にも表はれたことであつて、何人も現實にそれを感ぜないものはなかつた。こゝに於て社會政策は爲政家、政論家の常套語とな

り、學者の烟から實行家の案になり上つた。政府公共團體は、色々の調査を始め、政府各府縣大都市は、或は社會局を或は社會課勞働課を置く様になつた。明らかに吾國の社會政策が現實に樹立される様な形勢を示して來たのは、本年からとでも云へる位であつた。色々の諮詢案や法案や設計案が出來た。勞資協調會も働き始めた。社會事業調査會も出來ることに確定した。住宅及公設市場も多少出來た、之に對して低利資金も出すことになつた。

職業紹介事業も漸く發達した。而し住宅難も、生活難も、勞働爭議も之等によつて、大して緩和されたと考へられるかどうかは疑問である。その上に出來ないもの解決すべきものは澤山に殘つた。而して勞働者側より云へば、恐慌に際して政府が採つた事業救濟の態度も、米價問題に對して採つた政策も、國際勞働會議に對する態度も、普選の要求に對する拒否も、治安警察法及勞働組合法の撤廢又は制定に對する不親切も、軍國的豫算も、勞働運動の壓迫も、社會保險の不成立も皆資本家側の肩を有つことだと了解する外はなかつた。

かくして大正九年は多くの問題を殘して逝つた。こゝに採録する所は、この重要な出來事の多かつた年の以上叙述したる事項に關する記録である。成るべく忠實に正確にと期して出來た記録である。

最後に、而しながら最も厚く本年鑑編纂に當り多くの資料と便宜とを與へられた公私の

各團體並に各位に對して茲に謝意を表したい。而して今後毎年出すべき年鑑のために大方諸君が材料を供給し賜らば本所の幸慶とする所である。

大正十年二月

大原社會問題研究所

## 凡　例

一本書に掲げた記事は多くは全國の主なる新聞雑誌、各労働團體の報告、各官廳公私團體の調査に據つて本所に於て取捨按排したものであるけれども、中には本所直接に調査したものもある。

一、調査の各項目に就いては前年鑑に比して多少咀嚼し得た積ではあるが、よく纏まつてゐる部分が多いとは云はれない。従つて素材のまゝを列舉した事項が少くなくないのみならず、尙重要な事項を漏した憾もあるかも知れない。今は凡べて來年を期するより外はない。

一、「消費組合運動」の項は所員久留間皎造氏の同問題に關する研究の一部を採録したものである。

# 日本勞動年鑑目次

## 第一編 勞動組合

### 概說

#### 甲 東部地方

全日本鐵夫總聯合會	一
労働組合同盟會	一
日本印刷工組合信友會	三
日本勞動總同盟友愛會	四
啓明會	四
日本交通勞動組合	六
汎勞會	七
大日本機關車乘務員會	八
東京印刷工組合	八
工人會	九
大進會	九
日本水火夫長組合	十

#### 乙 西部地方

中國勞動組合の宣傳	二
純勞會演說會	二
鐵夫協會の宣傳	二
北九州三勞動組合の取締緩和運動	二
友愛會理事會	二
東京市電氣局工務員の組合組織	三
正進會新年會	三
關西勞動組合聯合會	三
大阪印刷工組合	三
友愛會大阪莫大小橫編立職工同志會	三
商業使用人組合新生會	三
大阪刷子工組合	三
大阪仲仕人夫勞動組合	三
電業員組合	三
日本機械勞動組合	三

## 第二編 勞動運動

### 概說

#### 一月

關西屋外勞動誠友會	一
向上會	一
大阪鐵工組合	一
大阪シヨフワ一交友會	一
伸銅工組合新進會	一
大阪純洋服職工組合	一
日本勞友會	一
礦夫協會	一
同志會	一
博多織職工組合	一
日本交通勞動組合	一
汎勞會	一
大日本機關車乘務員會	一
東京印刷工組合	一
工人會	一
大進會	一
日本水火夫長組合	一

#### 四月

東西兩工廠職工提携運動	一
土工總同盟發會式	一
大阪洋服工組合例會	一
沙留仲仕の組合	一
米價調節運動	一
全國勞動聯合發會式	一
小石川勞動會の勞動大會	一
關西同盟會理事會	一
官美職工團結の促進	一
勞動者教育大會	一
罷工團大同團結	一
友愛會理事會	一
日立事件費	一
東西兩工廠の提携	二
工友會の運動	二
純勞會東京市へ警告	二
日本鑛山勞動同盟會の動搖	二
船夫組合成立	二
大日本機關車乘務員會發會	二
壘職人同盟會	二
メエ・テエ協議會	二
吳工廠工の市議當選	二
第一回メエ・テエ委員會	二
芝公園不許可	二
關西同盟會大會	二
濱田勞動顧問出發	二
立憲勞動義會大會	三
日本機械勞動組合	三

第二回メニ・デエ委員會 労働團體代表者會合

労働組合同盟會第五回代議員會 労働組合同盟會第六回代議員會

第二回労働組合同盟會代議員會 全日本鑛夫總聯合會幹部會

メニ・デエ 同盟會準備會

労働劇演 労働組合同盟會創立總會

労働組合同盟會代議員會 労働組合同盟會幹部會

公民權蔑視 小石川労働會大會

新報工一周年紀念會 罷業慘敗紀念演説會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

北九州労働者大會

福井市洋服職工大會 友愛會關東大會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

疊工大會

友愛會關東大會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

新進會總會

友愛會關東大會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

六月 大阪印刷工組合總會 中央職業紹介所 橫濱労働者大會 大進會總會 紡織労働組合發會 勞働組合同盟會第一回代議員會 純労會の尼港問題演説會 勞働組合同盟會第三回代議員會 神戶労働者大會 信友會幹部會

鑛夫總聯合會設立準備會 勝田汽船の團體契約 關西同盟會理事會 友愛會理事書 勞働組合同盟會第七回代議員會

大阪鐵工所爭議 東京市電從業員の罷業 大阪鐵工所爭議 門司港石炭仲仕の罷業 八幡製鐵所大罷工 東京市電從業員の罷業 大阪鐵工所爭議 芝浦製作所の紛議 『富士紡』罷業 新聞印刷工爭議 三越洋服部の爭議

七月 熊本の労働會 金澤市に於ける友愛會支部大會 勞働組合同盟會第四回代議員會 京都の失業問題演説會 全國無產者大會 日立事件判決

友愛會大會 友愛會中央委員會 ^日本鑛夫總聯合會成立 友愛會大阪聯合會代議員會 關西労働組合聯合會の成立

9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 工場數累年比較 男女職工數比較 性別年齡別及職業別職工數 東京都下現在工場並職工數 大阪市並大阪府接續町村に於ける工場法 適用工場數及職工數

## 第四編 労働者狀態

### 第一 工場及職工數

岡山の労働聯盟 協調會の労働團體招待 勞働組合同盟會代議員會 京都の失業問題演説會 全國無產者大會 日立事件判決

道路不正事件宣言撤布 協調會へ詰問

## 第二編 等労働爭議

### 概說

メニ・デエ 同盟會準備會

労働劇演 労働組合同盟會創立總會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

小石川労働會大會

福井市洋服職工大會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

北九州労働者大會

友愛會關東大會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

疊工大會

友愛會關東大會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

新進會總會

友愛會關東大會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

八月

新聞罷工一周年紀念會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

九月

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

十月

新報工一周年紀念會

労働組合同盟會失業防止運動 罷業

十一月

労働組合同盟會第二回代議員會

労働組合同盟會第二回代議員會

十二月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

一月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

二月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

三月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

四月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

五月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

六月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

七月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

八月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

九月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

十月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

十一月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

十二月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

一月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

二月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

三月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

四月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

五月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

六月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

七月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

八月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

九月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

十月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

十一月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

十二月

新進會總會

労働組合同盟會第二回代議員會

(附) 全國紡績會社職工員數年別表 ..... 一〇三

朝鮮工場從業者年齡及勞働時間	一〇九
朝鮮勞働者の狀態	一〇八
(イ) 勞働時間	一〇八
(ロ) 女子勞働	一〇八
(ハ) 幼年男女工	一〇八
朝鮮工場調	一〇八

第二 労働時間問題 ..... 一〇四

概說

一 労働時間の短縮	一〇五
八時間勞働制實施工場調査	一〇五
住友伸銅所純粹八時間三交替制	一〇六
日本石油會社作業短縮	一〇七
八幡製鐵所勞働時間制	一〇七
紡績聯合會採業短縮と運轉時間及定休業制	一〇七
川崎造船所殘業全廢	一〇七
香川縣製絲八時間制採用	一〇七
吳海軍工廠殘業撤廢	一〇七
東京市電の八時間制	一〇八
二 海員勞働時間の現狀	一〇八

目 次

一 濱松地方賃銀三、六、兩月比較	一三
兵庫縣の工場鑄出職工數及貨銀表	一三
紡績職工七時間平均貨銀	一三
紡績工貨銀表	一四
紡績職工數と貨銀	一四
屋外勞働者貨銀	一四
(イ) 福岡市	一四
(ロ) 神戶市	一四
(ハ) 名古屋市	一四
(ニ) 小樽區	一四
(ホ) 大阪市	一四
(ヘ) 神戶市	一四
(ト) 門司市	一四
(チ) 大阪福島及岡山車夫收入	一四
海員勞働貨銀	一四
(イ) 英米日海員收入比較	一四
(ロ) 海員收入廿一年間比較	一四
二 五月以後各地賃銀の傾下	一七
新宮川奥石炭坑夫	一七
山口縣元山炭坑	一七
愛媛縣櫻井漆器同業組合	一七
大阪泉州郡機業界	一七
川崎紡績會社	一七
警視廳管下諸工場貨銀值下	一七
尾道市下駄製造業	一七
岡山縣的耐火煉瓦製造	一七
岡山大工組合	一七
愛知縣半田成岩 木建築同業組合	一七
福井縣の貨銀狀態	一七

第三 労働貨銀問題 ..... 一〇九

一 貨銀統計	一〇九
大阪市物價及貨銀	一〇九
東京市內諸職工貨銀指數調	一〇九
名古屋市內貨銀	一一〇
大阪專賣支局平均貨銀	一一〇
德島縣三九兩月貨銀比較	一一〇
三	一一一
一 定休日の利用	一一一
(イ) 大阪市教育部主催「公休日利用方法」協議會	一一一
(ロ) 大阪實業體園と定休日	一一一
(ハ) 名古屋織物卸業組合	一一一
(ニ) 神戶實業團體と定休日	一一一

## 第五編 失業問題

### 概 説

第一 失業状態	一三七
全國職工移動状況	一三八
大阪府に於ける職工移動數調	一三六
兵庫縣に於ける織工移動調	一三五
(イ) 事業の休止廢止に依る 全職工解雇調	一三七
(ロ) 事業の新設並復舊調	一三七
(ハ) 事業縮少に因る三十人以上解雇者調	一三七
(ミ) 解雇者歸趨調	一三七
愛知縣職工解雇其他狀況調	一三三
福岡縣職工移動調	一三三
四 月	一三五
西陣織大破綻と悲慘なる失業職工	一三五
兩毛の機業大打撃	一三五
大阪府下泉州の織布工場閉鎖續出	一三五
松山染織及び松山工業の職工解雇	一三五
博多織物業者の休業	一三五
中村造船所の職工解雇	一三五
染料工場の閉鎖續出	一三五
五 月	一三七
(一) 工業	一三七
工業別全國職工解雇及雇入數調	一三九
大阪府泉北郡の機業工場全部閉鎖	一三九
今治の失業者八千	一三九
知多の失業者六千	一三九
沼津紡織工場の職工解雇	一三九
室蘭製鋼所の職工解雇	一三九
東洋製鐵の減員	一三九
各地造船業の不況	一三九
廣島縣三原工場の職工解雇	一三九

愛知セメントの職工解雇	一四一
日本舍密肥料の職工解雇	一四一
寶味淋の職工減員	一四一
大日本麥酒の職工解雇	一四一
伊豫紡休業	一四一
久留米紡及大島袖の職工失業	一四一
福紡の職工解雇	一四一
筑前幸袋工作所の職工解雇	一四一
長崎各鐵工所の職工解雇	一四一
阪神の焼寸工場閉鎖	一四一
京都及愛知の窯業休止	一四一
高知縣の製紙職工大會	一四一
悲況に陥れる島根縣の製紙業	一四一
(二) 鑄業	一四一
若松炭礦の減員	一四一
盤城各炭山の事業縮少	一四一
六 月	一四一
(一) 工業	一四一
工業別全國職工解雇及雇入數調	一四一
大阪府泉北郡の機業工場全部閉鎖	一四一
横濱魚油の職工解雇	一四一
川北電氣の職工解雇	一四一
田中電機の解雇	一四一
大阪電燈の解雇	一四一
(二) 鑄業	一四一
川井山鑄山休業	一四一
釜石鑄山の坑夫解雇	一四一
八 月	一四九
(一) 工業	一四九
工業別全國職工解雇及雇入數調	一四九

工業別全國職工解雇及雇入數調	一三九
和泉大津町織物業者休業	一三九
廣島縣三原工場の職工解雇	一三九
關門窯業休業	一三九
東洋製鐵の減員	一三九
各地造船業の不況	一三九
廣島縣三原工場の職工解雇	一三九

甲府の失業女工	一五三
徳島縣下生絲業の操業中止	一五三
富士紡程ヶ谷工場の解雇	一五三
鐘紡兵庫工場の解雇	一五三
日本毛織の減首	一五三
室蘭製鋼所の減首	一五三
大阪機械工作所の解雇	一五三
日本機械製作所の解雇	一五三
尼崎朝日硝子工場の解雇	一五三
東西電氣製作所の閉鎖	一五三
青森電煉所休業	一五三
東西瓦斯電氣の職工減首	一五三
(二) 鎌業	一五三
古川炭坑の減首	一五三
久根銅山の淘汰	一五三
幌別鐵山の解雇	一五三
足尾銅山の淘汰	一五三
釜石鐵山連日減首	一五三
小坂鐵山の大減首	一五三
(三) 交通業	一五三
大阪商船の減首	一五三
日本郵船の減首	一五三
九月	一五三
(二) 工業	一五三
工業別全國職工解雇及雇入數調	一五三
福井縣下の羽二重休機	一五三
松阪紡績の操業休止と職工解雇	一五三
下關鐵工所の減首	一五三
淺野造船所の解雇	一五三
慘憺たる燐寸界	一五三
阿部製糖所閉鎖	一五三
帝國製糖職工解雇	一五三
(二) 鎌業	一五三
三菱炭坑の整理	一五三
大峰鐵山の全員解雇	一五三
九月	一五三
(二) 工業	一五三
工業別全國職工解雇及雇入數調	一五三
和泉綿織休業決定	一五三
三井造船の職工解雇	一五三
川崎造船の人減し	一五三
淺野造船所の減首	一五三

大日本セルロイドの職工解雇	一五六
日本火薬の減首	一五六
鳥取抄紙休業	一五六
横濱電線の淘汰	一五六
筑豊電氣の社員解雇	一五六
(二) 鎌業	一五六
北九州諸炭坑の坑夫解雇	一五六
磐城炭坑の減首	一五六
水澤銅山休業	一五六
日立鐵山の役員淘汰	一五六
釜石鐵山の失業者	一五六
高田鐵山の解雇	一五六
十月	一五六
(二) 工業	一五六
日本製鋼の佐々木工場閉鎖	一五六
大阪鐵工所の職工減首	一五六
日本樂器株式會社の職工解雇	一五六
參島製煉所の全部閉鎖	一五六
浦賀船渠の社員淘汰	一五六
三井造船部の職工解雇	一五六
藤永田造船部の職工解雇	一五六
旭硝子の職工解雇	一五六
土佐セメントの職工解雇	一五六
福井精煉會社の整理	一五六
(二) 鎌業	一五六
岩瀬炭礦の坑夫解雇	一五六
奔別炭礦の減首	一五六
鍋戸鐵山廢坑	一五六
十一月	一五六
(二) 工業	一五六
工業別全國職工解雇人數調	一五六
大峰鐵山の全員解雇	一五六
十二月	一四五
(二) 工業	一四五
日本製鋼の佐々木工場閉鎖	一四五
大阪鐵工所の職工減首	一四五
日本樂器株式會社の職工解雇	一四五
參島製煉所の全部閉鎖	一四五
浦賀船渠の社員淘汰	一四五
三井造船部の職工解雇	一四五
藤永田造船部の職工解雇	一四五
旭硝子の職工解雇	一四五
土佐セメントの職工解雇	一四五
福井精煉會社の整理	一四五
(二) 鎌業	一四五
岩瀬炭礦の坑夫解雇	一四五
奔別炭礦の減首	一四五
鍋戸鐵山廢坑	一四五
第二失業施設	一六六
一 國家の施設	一六六
1. 内務省	一六六
職業紹介事業に関する協議會	一六六
失業保護に関する通牒	一六六
職業紹介事業統一に関する通牒	一六六

公益職業紹介所設備及新設通牒	一七〇	岐阜縣工場會の表彰式	一八三		
附之に要する低利資金金融通	一七〇	石川縣模範婦人表彰式	一八三		
2. 警視應	一七〇	小倉市工親會の表彰式	一八三		
<b>二 各種團體の施設</b>	一七〇	八幡製鐵所の勤績鑛夫表彰式	一八三		
1. 勞資協調會	一六六	三井鑛山の勤績鑛夫表彰式	一八三		
中央職業紹介所創設	一六六				
失業の實狀調査	一六六				
協調會主催六大都市紹介所主任會議	一六六				
2. 大阪府	一六六				
3. 大阪市	一六六				
4. 兵庫縣	一六六				
5. 大正九年度新設職業紹介所	一六六				
附、職業紹介所の成績	一六六				
イ、大阪市立職業紹介所の成績	一六六				
ロ、全國職業紹介成績	一六六				
6. 勞働團體	一七三	東京府下工場内日用品供給狀況	一七八	德島縣下の共濟組合	一七八
労働組合同盟會の失業防止及救濟に關する要求	一七三	大阪市電鐵部の被服縫工所設立	一七八	大日本紡績の修習會設立	一七八
<b>第六編 福利增進施設</b>	一七三	愛媛縣内職工共濟會成績調査	一七八	東京府下各工場共濟組合の狀況	一七八
<b>第一 共濟組合</b>	一七三	<b>第三 居宅施設</b>	一八三		
概 説	一七三	東京府下工場內日用品供給狀況	一七八		
鐵道現業員共濟組合の改善	一七三	大阪市電鐵部の被服縫工所設立	一七八		
鮮人労働者共濟會	一七三	愛媛縣内職工共濟會成績調査	一七八		
東京市電氣局の共濟組合設立	一七三	<b>第二 物資供給施設</b>	一八六		
警察官の共濟組合	一七三	東京府下工場内日用品供給狀況	一七八		
通信省共濟組合の擴張	一七三	大阪市電鐵部の被服縫工所設立	一七八		
<b>二 表彰</b>	一金	愛媛縣内職工共濟會成績調査	一七八		
第一賞與	一四四	<b>第四 賞與並に表彰</b>	一八四		
東京市電氣局の賞與金	一四四	東京府下工場内日用品供給狀況	一七八		
吳工廠の臨時手當	一四四	大阪市電鐵部の被服縫工所設立	一七八		
八幡製鐵所の臨時手當增額	一四四	愛媛縣内職工共濟會成績調査	一七八		
名古屋飛行場職工の賞與	一四四	<b>第五 娛樂施設</b>	一八六		
所澤飛行場職工の賞與	一四四	東京府下工場内日用品供給狀況	一七八		
大阪市電從業員の年末賞與	一四四	大阪市電鐵部の被服縫工所設立	一七八		
補遺	一四四	愛媛縣内職工共濟會成績調査	一七八		
<b>第六 保健設備</b>	一八六	<b>第六編 福利增進施設</b>	一八六		
福岡縣の死傷職工扶助給與の狀況	一八六	東京府下工場内日用品供給狀況	一七八		
門司淺野セメント保育所の現狀	一八六	大阪市電鐵部の被服縫工所設立	一七八		
職工治療代發拂制	一八六	愛媛縣内職工共濟會成績調査	一七八		
住友の職工病院	一八六	<b>第七 教化設備</b>	一九三		
兵庫縣工場の保育、娛樂治療設備	一八六	東京府下工場内日用品供給狀況	一七八		
附錄 大阪府下諸工場の福利增進設備狀況	一九三	大阪市電鐵部の被服縫工所設立	一七八		

# 第七編 社會保險及職工

## 貯蓄

### 第一 社會保險

農商務省の社會保險の調査	一九六
憲政會疾病保險法案	一九七
簡易生命保險の事業概況	一九七

### 第二 職工貯蓄

工場貯蓄狀況一斑	一九八
郵便貯金	一九九
郵便貯金統計と労働者貯金の地位	二〇〇
各地資料	二〇一

### (イ) 鐵道從業員規約貯金

(ロ) 愛媛縣内職工貯金調	二〇二
(ハ) 福岡地方工場職工貯金調	二〇三
(ニ) 和歌山縣下職工貯金調	二〇三

## 第八編 勞働者の教育問題

### 題

概說	二〇四
第一 本年度労働者教育施設	二〇四
一 國家及公團體の施設	二〇四
1. 文部省	
就學兒童保護施設講習會	二〇四

實業補習學校補助金交付	二〇五
實業補助學校教員養成所令發布	二〇五
工業學校長徒弟學校長協議會	二〇七
實業學校令改正	二〇七
實業補習學校規程制定	二〇八

2. 其他の官廳	
煙草專賣局の教育計畫	二〇九
女子電話局員の教育施設	二一〇
3. 公團體	
東京府の夜間中學創設計畫	二一〇
市立大阪工業學校創設	二一〇
大阪市主催商工補習學校聯合會	二一

大阪市小學校夜間都兒童教育上の困難點及其 の對策調査	二二
補遺	二二
二 労働者教育機關の狀況	二三
八幡製鐵所大藏職工養成所の卒業式	二三
大阪府立西野田職工學校の狀況	二三
和歌山縣下實業學校卒業生と其待遇	二三
私立住友職工養成所の狀況	二三
日本紹撫株式會社經營工業補習學校學則	二三

勞働團體の東西勞働講座	二三〇
企業立憲協會の日曜勞働講座	二三〇
佛教慈善財團の社會事業研究所	二三〇
第九編 社會主義運動	二三三
概說	二三三
日本社會主義同盟の誕生	二三三
自雨俱樂部の講演會解散	二三三
荒畠氏の勞働問題研究會解散	二三三
高畠素之氏の資本論翻譯祝賀會	二三三
兩山川氏の歸京歡迎會	二三三
軍隊内の社會主義者	二三三
法廷不起立事件	二三七
堺、大杉兩氏提携演說會の解散	二三七

勞動團體の東西勞動講座	二三〇
企業立憲協會的曜勞動講座	二三〇
佛教慈善財團的社會事業研究所	二三〇
二 一 勞働者の教育程度	二三〇
一 勞働者の教育程度	二三〇
二 勞働者教育機關の狀況	二三〇
三 勞働團體の東西勞動講座	二三〇

## 第九編 社會主義運動

### 概說

日本社會主義同盟の誕生	二三三
自雨俱樂部の講演會解散	二三三
荒畠氏の勞働問題研究會解散	二三三
高畠素之氏の資本論翻譯祝賀會	二三三
兩山川氏の歸京歡迎會	二三三
軍隊内の社會主義者	二三三
法廷不起立事件	二三七
堺、大杉兩氏提携演說會の解散	二三七

平民大學夏期講習會	二三七
社會主義研究學生團體解散と取調	二七〇
大杉、水沼氏等の演説會解散	二七一
大杉榮氏横濱にて引致さる	二七二
過激主義宣傳者の收監	二七三
L・L會の京阪神労働問題大講演會と労働問題	二七四
講習會	二七五
石川三四郎氏の歸朝	二七六
黒耀會の展覽會	二七七
階級打破宣傳の文書軍隊を脅かす	二七九
高山氏除隊とL・L會員等入獄	二八〇

## 第十編 勞資協調運動

### 概 説

協調會	二四一
温情會	二四二
勞資研究會	二四三
愛動會	二四四
國有鐵道現業委員會	二四五
東京砲兵工廠職工代表者	二四五
大阪砲兵工廠從業員懇談會	二四五
陸軍被服廠懇談會	二四五
與海軍工廠職工協議會	二四五
八幡製鐵所懇談會	二四五
秀英舍工場協議員	二四五
日清印刷工務協議員會	二五〇
牧山駁炭製造所協勵會	二五〇

## 概 説

### 第一 農家、地價、土地收益統計

一 各府縣別農家戸數	二五七
二 全國田畠價格及び収益	二五八
三 第二回豫想米收穫高	二五九

## 第二 小作問題

一 小作人の生活狀態と不景氣	二六一
二 農家の組合と凶年の措置	二六二
三 小作人と地主との爭議	二六三
争議の傾向	二六三

### (イ) 愛知縣鳴海笠寺地方の事件

#### (ロ) 大阪府下北河内郡四條村事件

#### (ハ) 岐阜縣安八郡三城村事件

#### (ニ) 岡山縣都窪郡箕島事件

#### (ホ) 小作政策

### 政策の基調

#### (イ) 小作制度調査委員會

#### (ロ) 農家經濟調查

#### (ハ) 帝國農會小作問題觀

#### (ニ) 全國農業技術者會議の小作問題觀

#### (ホ) 政府の小作問題答辯書

(イ) 地主會の小作問題觀	二七七
第三 米價問題	二七八
一 生產費、副業、及米相場	二七八

(イ) 米の生産費	二九一
(ロ) 副業の打撃	二九二
(ハ) 米相場	二九三
二 投賣防止運動	二九四
(イ) 運動の經過	二九五

原因	二九六
農村の不安	二九七
運動の發端	二九八
運動の統一化	二九九
北陸諸縣の聯合	二九九
運動の景況	二九九

全國府縣農會代表者協議會	二九九
全國統一的大運動	二九九
帝國農會の激勵	二九九
(ロ) 反對運動	二九九
1. 立憲労働黨の反對宣言	二九九
2. 福岡縣下における非難の聲	二九九
3. 神戶市内貧民の陳情	二九九
4. 大阪労働組合の決議	二九九
5. 高岡商業會議所の決議	二九九
6. 其他の事項	二九九

(ハ) 投賣防止運動の效果	二九九
三 政府及び政黨の對策	二九九
第四 其他の問題	二九九
一 工業と農村	二九九
(イ) 大阪府下の労働移動	二九九
(ロ) 同府地主小作人關係の變化	二九九
(ハ) 福岡縣の饑毒被害	二九九

## 第十一編 農村問題

(エ) 福岡愛媛の農村住宅調査 ······ 二五四  
 (ボ) 農業労働者仲介業調 ······ 二五五  
**第十二編 女子職業問題**

序 説	二九七
<b>第一 職業女子保護問題</b>	二九八
<b>第二 女坑夫問題</b>	二九八
<b>第三 女工問題</b>	三〇〇
一 女工ストライキと新婦人協會	三〇〇
二 女工争奪戦概況	三〇一
名古屋專賣支局	三〇一
岐阜縣の女工労働供給組合	三〇一
今治機業界の復活と女工争奪戦	三〇一
島根縣下女工争奪戦の閉炮	三〇一
<b>三 生絲製絲業者の休業と女工</b>	三〇一
神奈川縣下の事情	三〇一
長野縣下の事情	三〇一
十二月一日名古屋驛通過歸郷女工數	三〇一
愛知縣下の事情	三〇一
三重縣下の事情	三〇一
岡山縣下の事情	三〇一
愛媛縣下の事情	三〇一
鳥取縣下の事情	三〇一

熊本縣下の事情	三〇五
宮崎縣下の事情	三〇五
<b>四 雜</b>	
東京市電共済組合女工代表委員	三〇五
富士紡女工に歌劇唱歌を歌はせる	三〇六
印刷局女工裸體検査廢止	三〇六
<b>五 統計</b>	
松本市に於ける製絲女工年齢調	三〇六
東京府製絲女工勤續年數調	三〇六
大阪專賣支局職工勤續年數調査	三〇七
男女工教育程度比較の一例	三〇七
愛媛縣下有夫女工	三〇七
<b>第六 商業使用人</b>	
<b>一 女車掌</b>	
東京市街自動車女車掌採用	三〇七
東京市街自動車女車掌成績	三〇七
<b>二 各地女子商業使用人數調</b>	
東京市に於ける調査の結果	三〇八
大阪市内の調査	三〇九
和歌山縣下の調査	三〇九
岡山市の調査	三〇九
<b>三 統計</b>	
東京都に於ける娼妓年齡	三四四
東京都に於ける藝妓年齡	三四四
大阪府に於ける藝妓年齡	三四四
兵庫縣雇居及酌婦數調	三四五
兵庫縣大正八九年一月中藝妓稼高調	三四五
兵庫縣大正八九年九月中娼妓稼高其他	三四五
調	三四五
東京府下に居住する女遊藝人數	三一〇
郵便電信電話女子職員數統計	三一〇
<b>第五 藝娼妓問題</b>	
一 藝娼妓の公休	
岐阜縣藝娼妓に公休日實施	三一三
吉原遊廓娼妓の公休	三一三
大阪松島娼妓公休日要求	三一三
<b>二 藝娼妓事情</b>	
大阪松島飛田兩遊廓の事情	三一三
福岡縣下藝娼妓の事情	三一三
<b>三 雜</b>	
天草娘子軍の發展振	三一三
岐阜縣の藝娼妓保護	三一三
<b>四 統計</b>	
東京市に於ける藝娼妓數十年間比較	三四四
東京都に於ける娼妓年齡	三四四
大阪府に於ける藝妓年齡	三四四
兵庫縣雇居及酌婦數調	三四五
兵庫縣大正八九年一月中藝妓稼高調	三四五
兵庫縣大正八九年九月中娼妓稼高其他	三四五
調	三四五

目 次

一 女中學校	三五
大阪婦人ホームの女中學校	三五
東京市神田の女中夜學校	三五
二 女中慰安會	三六
和歌山田邊女學校の女中請待會	三六
大阪愛日教育會主催女中慰安會	三六
三 統計	三六
家婢の需要と供給	三六
各地に於ける家婢の給料	三六
第七 產婆及看護婦	三七
一 運動	三七
門司防疫班看護婦の同盟罷業	三七
鮮人看護婦の同盟罷業	三七
東京府看護婦會組合聯合會成立	三七
二 統計	三七
看護婦志願の教育程度と年齢	一八
東京市の產婆看護婦數	一八
大阪府の產婆看護婦數	一八
京都府の產婆看護婦數	一九
兵庫縣下の產婆看護婦數	一九
第八 女子官公吏問題	二八
名古屋市の女視學	二八
德島縣女巡査採用案	二八

**第十二編 債給生活者問題**

題	三七
---	----

概 説

10

**第一 債給生活者組合運動**

日本に初めての女子小學校長	三九
農商務省統計課の女吏員採用	三九
内務省社會局婦人囑託任命	三九
農商務省山林局女事務員採用	三九
電話局女判任官の激増	三九
東京市社會局の女判任官採用	三九

**第九 女教員問題**

新婦人協會の女教員代表招待	三〇
廣島縣當局の女教員壓迫事件	三〇
廣島縣女教員會	三〇
東京市女教員組合成立	三一
福岡縣女教員大會	三一
其他の女教員大會	三一
第二回全國小學校女教員會議	三一
京都市小學校女教員協議會	三一
京都市當局の女教員召集	三一
大阪府下女教員大會	三一

**第二 會社員の失業**

茂木合名會社	三二
三菱長崎造船所	三二
日本水力電氣會社	三二
三井物產株式會社	三二
三井鑛山株式會社	三二
古河の經營會社	三二
久原商事株式會社	三二
山下の經營會社	三二
神戶市內事務員移動狀況	三二

**第三 教員**

増給及被選舉權要求運動	三三
大阪市小學校長會の增給要求	三三
名古屋市小學校教員增俸請願	三三
東京府下私立中等學校教員の教育費補助要求運動	三三
私立中等教員の差別撤廢運動	三三
大阪府に於ける都立中等教員俸給に對する對補助金増額運動	三三

京都市小學教員の被選權要求	三四
京阪神小學教員被選權請願	三四
山陰聯合教員會の被選權運動	三五
小學教員の被選權問題 第二帝國聯合教員會議に上る	三五
<b>二 教員會及教員共濟會</b>	
東京市小學校教員會	三五
中學校々長協會の設立	三五
岡山縣教員共濟會組織	三五
教員互助組合案成る	三五
滋賀教員會の設立	三五
高等女學校長協會の設立	三五
香川縣小學校教員互助會	三五
<b>三 小學教員手當增額と反對運動</b>	
A 大阪府下の反對運動	三六
(イ) 南河内郡	三六
(ロ) 西成郡	三六
(ハ) 府下各町村長評議員會の反對運動	三六
(ニ) 反對運動の鎮靜	三六
B 岐阜縣下の反對運動	三七
C 愛媛縣下の反對運動	三七
D 長野縣下の反對運動	三七
<b>四 公立學校職員年功加俸令</b>	
五 小學校教員收入狀態	三八
京都市小學教員の生活費調查	三九
大阪府小學校教員增俸	三九

愛知縣小學校教員俸給現狀	三四
豐橋小學教員の俸給と勤続年數	三四
大阪府下小學校教員に對する臨時手當支給狀態	三四
愛知縣小學校々長俸給調査	三四
岡山縣小學教員の收入調查	三四
小學校教員増俸令の省令	三四
廣島縣小學教員俸給改正	三四
小學教員增俸令と大阪市教員	三四
愛知縣教員俸給令改正	三四
和歌山縣小學校教員年功加俸給與	三四
愛知縣下小學校教員俸給現狀	三四
九州各市小學校教員俸給	三四
<b>六 中等教員收入狀態</b>	
師範學校教員の俸給	三九
大阪府下中等學校教員增俸	三九
東京府立中等教員の增俸	三九
兵庫縣立中等教員增俸	三九
中等教員の俸給と實收入	三九
中等教員增給	三九
師範學校長勤續加俸令	三九
東京市吏員增俸	三九
岐阜縣の雇員優遇	三九
官吏の內國旅費規則改正	三九
手當增額の文部內務兩省通牒	三九
恩給扶助料改正法	三九
高等官々等作給改正令	三九
判任官俸給改正令	三九
高官俸給改正令	三九
府縣知事加俸に關する勅令	三九
帝國大學高等官々等作給改正令	三九
名古屋市吏員增俸	三九
岐阜市吏員給料改正	三九
神職旅費改正	三九
<b>七 雜</b>	
京都府小學校教員數	三九
若い小學教員の爲らざる告白	三九
教員互助保險建議案	三九
文部省の教員就職紹介	三九
帝國教員會の中等教員紹介	三九

<b>第四 宮公吏</b>	五〇
<b>一 增俸運動</b>	
文官恩給生活者の增給運動	五一
京都市吏員俸給值上運動	五一
海軍測量部員待遇改善要求	五一
專賣局判任官の增俸運動	五一
A 浅草支局の運動	五一
B 專賣局本局の運動	五一
C 大阪支局の運動	五一
東京稅務吏員の增俸運動	五三
<b>二 增俸</b>	
東京市吏員增俸	五三
岐阜縣の雇員優遇	五三
官吏の內國旅費規則改正	五三
手當增額の文部內務兩省通牒	五三
恩給扶助料改正法	五三
高等官々等作給改正令	五三
判任官俸給改正令	五三
高官俸給改正令	五三
府縣知事加俸に關する勅令	五三
帝國大學高等官々等作給改正令	五三
名古屋市吏員增俸	五三
岐阜市吏員給料改正	五三
神職旅費改正	五三
<b>第五 檢察官</b>	五三
一 組合運動	五三

警視廳巡查同盟	三七一
二 増俸	三七一
大阪府警察官の増俸	三七一
東京府巡査の増給	三七一
巡査給與増額令	三七一
福岡縣下警察官の増俸	三七一
警察官の年末賞與	三七一
三 警察共濟組合	三四四
警察共濟組合	三四四
龜田博士調査の警察官生活狀態	三四七
四 統計	三四七
東京府下巡査在職年數累年比較	三四七
東京府下巡査疾病種類累年比較表	三四七
第六 陸海軍將校	三六七
一 運動	三六八
恩給扶助料増額運動	三六八
二 增給	三六八
軍人及其遺族の恩給扶助料増額	三六八
陸海軍給與令改正の勅令	三六九
陸軍の賞與	三六九
三 地位の改善	三七〇
在郷將校の爲義濟會の職業紹介	三七〇

概 説	三七一
第一 生活困難の事實	三七一
二 京都市小學校教員生計調査	三七六
（イ）屬官の生活費調	三七六
（ロ）巡査の生活費調	三七六
第三 生活費問題に對する政策	三八一
及運動	三八一
甲 當局の政策	三八一
公設市場及公設住宅	三八一
其他の對策	三八二
乙 消費者の對策及運動	三八三
本邦に於ける五個の代表的消費組合	三八四
購買組合共同會	三四四
爲替貯金局共濟購買組合	三四七
月島購買組合	三四九
日光精銅所共同購買組合	四五〇
購買組合名宗社	四五一

概 説	三九八
第一 住宅難の實狀	三九八
一 各地の住宅難	三九九
大阪市内労働者並に教員の家賃 収入との 關係及労働者の住居狀態	三九九
大阪附近間借人及び木賃宿狀況	四〇〇
名古屋市内の引越料騰貴	四〇二
大分市の住宅難	四〇三
岡山市の住宅拂底	四〇三
濱松市の借家數	四〇三
二 家主借家人間の紛爭	四〇三
京都市に於ける紛爭の一例	四〇三
大阪市に於ける紛爭數例	四〇三
王子の借家人大會	四〇三
京城に於ける家賃統一運動	四〇五
土井子爵家の地代値上の悶着	四〇六

廣島縣警固屋町家賃値上反對	四六
家賃の辨債供託の流行	四六
仙臺市借家人同盟會	四七
横濱居留地の家賃不當値上	四七
八幡市の借家人同盟	四七
附 周旋業者及差配人跋扈例	四八
<b>第二 住宅施設</b>	
一 政府及び公共團體の施設	四八
1. 政府	
内務省の住宅經營低利資金金融通	四九
遞信省の住宅資金金融通	四九
借家法案	四九
名古屋大曾根の鐵道官舍	四九
2. 公共團體	
東京府營住宅	四九
東京市營住宅計畫、附東京市に於ける宅地外土地	四二
大阪市營住宅	四三
堺市營住宅	四三
名古屋市營住宅貸與規程	四三
岐阜市營住宅	四四
吳市營住宅計畫	四五
奈良市營住宅建設	四五
八幡市營住宅建設計畫	四五
和歌山市營住宅建設計畫	四五
倉吉町營住宅建設計畫	四五
東京赤坂區營住宅計畫	四五
和歌山縣岸上村營住宅	四五

二 私人又は私團體の施設	四五
大阪の土地會社の勃興	四五
大阪住宅經營會社の事業計畫	四五
東京三野村會社の警官住宅	四五
名古屋築港勞働組の勞働長屋	四五
東京土地住宅會社計畫の東京アパートメント	四五
東京大塚の所謂理想鄉計畫	四五
<b>第十六編 勞働移民問題</b>	
1. 沿革	
甲 勞働移民概觀	四八
乙 加州排日問題	四二
3. 在加州邦人の現勢	四三
寫眞結婚禁止と土地法改正	四三
2. 海員	
船員代理豫送	四四
神戶海員諸團體の決議	四四
橫濱海員諸團體の決議	四四
船員代豫送	四四
友愛會海員部神戶支部の決議	四四
海員組合届出と遞信省告示	四四
橫濱海員聯合會の再協議	四四
認可されたる海員組合	四四
海員聯合會分裂と各派立候補	四四
船主代表選定協議會	四四
海員代表選定協議會	四四
政府代表選定	四四
政府船主及船員各代表の顧問決定	四四
(口) 各利害關係側の主張	四四
1. 海員協會	四四
2. 關西汽船同盟會	四五
3. 海員側の主張	四五
附 代表者の出發よりゼノア着まで	四五
——堤氏排斥及び各派關係——	四五
4. 會議とその結果	四五

一 招集の由來	四五
二 會議事項其他	四五
(イ) 注意事項	四五
(ロ) 會議事項	四五
(ハ) 質疑回答	四五
三 會議に關する國內諸問題	四五
(イ) 代表者選定	四五
概觀	四五
神戶海員諸團體の決議	四五
橫濱海員諸團體の決議	四五
船員代豫送	四五
友愛會海員部神戶支部の決議	四五
海員組合届出と遞信省告示	四五
橫濱海員聯合會の再協議	四五
認可されたる海員組合	四五
海員聯合會分裂と各派立候補	四五
船主代表選定協議會	四五
海員代表選定協議會	四五
政府代表選定	四五
政府船主及船員各代表の顧問決定	四五
(口) 各利害關係側の主張	四五
1. 海員協會	四五
2. 關西汽船同盟會	四五
3. 海員側の主張	四五
附 代表者の出發よりゼノア着まで	四五
——堤氏排斥及び各派關係——	四五
4. 會議とその結果	四五

## (6) 各委員會及び本會議

1 時間制委員會及び同會議 ..... 四二  
A 委員會及同會案 ..... 四二  
B 本會議及不成立の條約案 ..... 四三  
C のプラッセル再決議 ..... 四三

2. 失業委員會及び本會議 ..... 四六  
A 職業紹介機關の條約案 ..... 四七  
B 船舶喪失又は難破の場合に支拂はるべき失業保險の條約案 ..... 四九  
C 船員の失業保險の勸告案 ..... 四九

3. 幼年使用禁止委員會及び本會議 ..... 四六  
A 委員會 ..... 四六  
B 本會議 ..... 四九  
(甲) 海員として傭使し得る幼年者最低年齢條約案 ..... 四九  
(乙) 同上決議 ..... 四九

4. 國際海員法制定委員會及本會議 ..... 四九  
A 國際海員法の制定の勸告案 ..... 四九  
B 同上決議 ..... 四九  
5. 船員の花柳病防止決議 ..... 四九  
6. 漁業における労働時間の制限に関する勸告案 ..... 四九  
7. 内地水路航運における労働時間制限に関する勸告案 ..... 四九  
(ハ) 代表顧問等の感想概觀 ..... 四九

## 丙 第三回會議

一 招集の由來 ..... 四三  
二 會議の議題 ..... 四三  
三 會議に關する國內諸問題 ..... 四四

## 第二 労働理事會及び勞動事務局

1. 代表選定 ..... 四七  
2. 帝國農會と府縣農會態度 ..... 四七  
A 委員會 ..... 四七  
B 附 勞動審理委員會及び海事聯合委員會

(イ) 勞動理事會 ..... 四七  
(ロ) 勞動事務局 ..... 四八  
(ハ) 勞動審理委員會 ..... 四九  
(ニ) 海事聯合委員會 ..... 四九

## 第十八編 勞動立法

農商務省の職業組合法案 ..... 四九  
内務省の労働組合法案 ..... 四九  
憲政會の疾病保險法案 ..... 四九  
憲政會の工場法中改正法律案及び鑛業法中改正法律案 ..... 四九  
國民黨の治安警察法改正案 ..... 四九  
第一回國際勞動會議の決議に依り工場法を改正すべき點 ..... 四九  
第一回國際勞動會議と鑛業法改正 ..... 四九  
第一回國際勞動會議の決議に依る黃牌々寸禁止に就て ..... 四九

## 第一 院外普選問題の形勢

一大阪労働組合の普選演説會 ..... 四九  
全國労働團體聯盟大示威運動 ..... 四九  
立憲労働黨の大示威運動 ..... 四九  
僧徒の參政要求 ..... 四九  
立憲労働黨の普選請願提出 ..... 四九  
關東労働聯盟の普選運動 ..... 四九  
關西労働聯盟の普選運動 ..... 四九  
名古屋労工會の普選示威運動 ..... 四九  
普選國民大懇親會 ..... 四九  
普選促進記者大會 ..... 四九

## 二 院內普選問題の形勢

一大阪労働組合の普選演説會 ..... 四九  
九州普選實行委員會の決議 ..... 四九  
無選舉權者大會 ..... 四九  
尾道普選同志會 ..... 四九  
普選聯合會大演說會 ..... 四九

## 第一 第四十一議會前後の普選運動

一大阪労働組合の普選演説會 ..... 四九  
全國労働團體聯盟大示威運動 ..... 四九  
立憲労働黨の大示威運動 ..... 四九  
僧徒の參政要求 ..... 四九  
立憲労働黨の普選請願提出 ..... 四九  
關東労働聯盟の普選運動 ..... 四九  
關西労働聯盟の普選運動 ..... 四九  
名古屋労工會の普選示威運動 ..... 四九  
普選國民大懇親會 ..... 四九  
普選促進記者大會 ..... 四九

## 第十九編 普選運動一斑

一大阪労働組合の普選演説會 ..... 四九  
東海普選聯合會期成大會 ..... 四九  
福井縣普選團體の成立 ..... 四九  
學生聯盟の演說會 ..... 四九

## 概說

新婦人連の普選運動	研究
活動寫眞の普選宣傳	四九九
二 普選運動と各政黨の態度	四九九
三 院内の普選案	五〇一

### 第三 第四十四議會前の普選運動

動	五〇一
---	-----

一 院外普選問題の形勢	五〇三
關西労働團體の普選運動	五〇三
全國普選聯盟の發會式	五〇三
大阪向上會の普選運動	五〇三
二 各政黨の態度	五〇三

### 第二十編 經濟財政一斑

五〇六
-----

第一 經濟一斑	五〇六
---------	-----

### 第一期 思想時代

五〇六
-----

### 概說

(一) 企業	五六
(二) 金融	五七
(三) 貿易	五九
(四) 物價	五一
(五) 在荷	四一
第二期 恐慌時代	五二

(一) 恐慌來の狀況	五三
(二) 恐慌應策	五七
(甲) 銀行、金融業者對策	五八
(乙) 政府の對策	五九
(丙) 営業者の對策	五〇

### 第三期 不景氣時代

五三
----

### 第二 財政一斑

五五
----

#### 概 説

一 歲出增加及社會的施設費	五六
二 改正所得稅法	五六
三 公債及剩餘金問題	五七

### 第二十一編 勞働問題に

#### 關する調査 及其機關

五三
----

### 第一期 思想時代

五三
----

#### 概說

臨時產業調查會	五三
農商務省の勞働保險調查	五三
農商務省の生計調查會	五三
農商務省の小作制度調查	五三
農家經濟調查	五三
鐵道省の現業疲勞調查	五三

#### 附 新設諸官制

内務省社會局の新設	五三
農商務省勞働課の新設	五三
各府縣に於ける社會課の新設	五三
東京市社會局の新設	五三
各市に於ける社會課の新設	五三

### 第二十一編 雜

五四〇
-----

#### 第一 働居者及資本家側の勞働 問題に對する意見

五四〇
-----

内務省勞働者及兒童保健調查	五三
社會事業調查會	五四
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の工業調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會	五七
東京日々新聞の失業調查	五七
大連社會問題研究所	五七
勞働科學研究所	五七
社會政策學會	五七
日本社會學院	五七

社會事業調查會	五三
公正會の社會政策調查	五四
警視廳の長屋調查	五四
東京府商工課の勞資協調調查	五四
大阪府の小賣制度調查	五四
愛媛縣の保健調查	五四
產業貿易調查會案	五四
東京市社會局の勞働者思想調查	五七
全國經濟調查機關聯合會</	

目次

一  
六

# 說

## 當局者側の対見

第三 政府の言論取締  
-----  
五五四

### 第三 政府の言論取締 五五四

### 第三 思想及び出版物の傾向 五六六

### 第四 常人動重 五五八

文  
獻

民法（雇傭契約）	一
治安警察法及刑法との關係	二
文献	三
雜誌掲載社會問題關係記事	四
九年度出版社社會問題關係主要著書	五

原首相と労働問題……………五四一  
貴族院に於ける労働問題に關する質疑應答……………五四二  
衆議院に於ける農業労働保護に關する質疑應答……………五四三  
地方長官會議の末次内相訓示……………五四四

工場監督官會議の山本農相訓示…………五四五

第四	婦人重運
一	疑應
二	概說
三	新婦人協會
四	婦人矯風會
五	第二回婦人關西聯合大會
六	櫻楓會
七	五五八

松田勅任參事官の意見 ······ 五四  
川村啓保局長の失業問題意見 ······ 五四  
八幡製鐵所罷業と山本農相の意見 ······ 五四

# 第五章 社會問題と國粹諸團體 ·五六二

## 第六節 徵兵検査の成績 ·····五六三

# 附錄

— — — — —

# 現行法規

• •

田尻東京市長の意見 ······ 五四七  
武田砲兵工廠庶務課長の意見 ······ 五四八  
加藤憲政會總裁の意見 ······ 五四八  
大養國民黨總理の意見 ······ 五四九

## 二 資本家側の意見

安川敬一郎氏の意見	五十九
武藤山治氏の意見	五九〇
宮島清次郎氏の意見	五九一
藤原銀次郎氏の意見	五九二
澁澤榮一氏の意見	五九三
澁澤榮一氏の労働争議觀	五九四
早川千吉郎氏の意見	五九五

目次

# 日本労働年鑑

## 第一篇 労働組合

### 概説

労働運動の他の總べての部門に於ける

と等しく、労働組合の調査は最も困難な仕事の一つである。我國に幾千の労働組合ありやの一事に就きても、各立場の如何によりて其算數を異にするであろう。例へば労働運動者が以て労働組合なりと做すものと、政府當局が労働組合なりと認むるものとの間に、驚くべき差異あるを知るのである。労働組合法、労働組合大會等に依りて整理されたることなき我邦の労働組合界に於ては亦止むを得ぬ處であろう。

編者は此項を記述するに際し、敢て労働組合に就ての私見を恣にするを避け、自ら労働組合なりと稱する總べての組合を以て労働組合なりと做した。所謂『從斷組合』『御用組合』に就ても資料の存する限りは

記述するを厭はなかつた。然るに却て労働組合界に有力なるものとして承認せらるゝものに就ての記載を材料の關係上省略したことの多々ありしは、亦止むを得ざりし所であつた。

労働組合を其主たる事務所の所在に依て、東部及西部に區分したるは、現在の労働運動が東京及大阪を二大中心として進轉しつゝある狀況に鑑み假りに設けたる分類に過ぎぬ。

### 東部地方

#### 全日本鑛夫總聯合會

大正九年十月廿日設立(四六頁参照)事務所東京市麻布區宮村町七一。現在會員五千、足尾、日立、北陸の各鑛山、北海道夕張に分布し、九州に及ばんとしつゝある。

全國坑夫組合、大日本鑛山労働同盟會、友愛會鑛山部の聯盟成立に際し、制定せられたる聯合會々則如左

第一條 本會ハ全日本鑛夫總聯合會ト稱ス

第二條 本會ハ地方聯合會、本部直屬支部及個人會員ヲ以テ組織ス

第三條 本會ノ意志ハ大會ヲ以テ決ス大會ノ決議ハ絶對ノ拘束力ヲ有ス

第四條 事務執行上ノ最高權ハ本部理事會ニ屬ス

### 第二章 目的

第五條 本會ハ左ノ事項ヲ目的トス

(一)全日本ノ鑛山労働者ヲ團結シ其精神的物質的進歩ニ努力スルコト

(二)適法手段ニ依ル労働條件ノ維持及改善

(三)團體交渉權及團體契約制ノ確立

(四)政治上ノ手段ニ依ル鑛山労働法規ノ改善

(五)生活ヲ保障スルニ足ル最低賃銀制ノ獲得

(六)智識ノ啓發並ニ相互救濟ノ實行

(七)都市労働者團體トノ適當ナル共同行動

### 第三章 會員

第六條 次ノ資格ヲ有スルモノハ本會之員タルヲ得

(一)各鑛山労働者

(二)各鑛山事務員及現場員

# 日本労働年鑑

二

第七條 婦人及少年鑛山労働者モ本會ニ入會スルコトヲ得

第八條 朝鮮人及支那人労働者モ本會ニ入會スルコトヲ得

第九條 本會員ハ本會ニ入會後二ヶ月ヲ経タル後ハ本會ノ事業ヨリ生スル一切ノ利益ヲ享受ス

## 第四章 大會

第十條 本會ハ理事會ノ召集ニ依リ毎年一回

通常大會ヲ開催シ重要事項ヲ決議ス

大會ハ適法ニ選出セラレタル代議員並ニ本部役員ヲ以テ組織ス

第十一條 理事會ハ大會ノ開催ニ先タチ若干ノ大會委員ヲ任命シ左ノ各部ニ割り充ツヘシ

(一) 代議員資格審査委員

(二) 会計審査委員

(三) 諸算委員

(四) 歓迎委員

第十二條 大會ト同時ニ左ノ特別委員會ヲ開ク理事會ハ委員ヲ任命ス

(一) 勞働條件委員會

(二) 鑛山労働法制委員會

(三) 鑛夫老病並ニ災害委員會

第十三條 大會ノ議事ハ出席代議員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

前項ノ決議ニ對シ出席代議員五分ノ一ノ異議アル時ハ各代議員ノ代表スル會員一名ニツキ一票ノ割合ヲ以テ之ヲ決ス

## 第五章 代議員

第十四條 大會代議員ノ選出ハ支部並ニ地方聯合會ヲ通シ左ノ標準ニ據ル

イ、會費完納ノ會員百名未満ノ團體ハ  
ロ、同上百五十名マテ  
以下五十名マテノ端數ニ從ヒ一名宛増加スルモノトス

二名  
一名  
二名

ロ、同上百五十名マテ  
以下五十名マテノ端數ニ從ヒ一名宛増加スルモノトス

一、勞働條件改善運動

一、鑛山労働法規改善運動

クトモ二週間前ニ代議員ヲ選舉シ其提出スル議案ト共ニ其姓名ヲ本部ニ通知スヘシ

第十六章 役員

(一) 本部理事二名

(二) 書記役若干名

(三) 地方宣傳員若干名

(四) 相談役若干名

右ノ内本部理事、書記役、地方宣傳員ヲ有給トス

第十七條 本部理事ハ本會ヲ代表シ大會及理事會ノ決議ニ基キ一切ノ會務ヲ統理シ其責

ニ任ス

一、醸出金寄附金

一、入會金  
一名月額二十錢

一、本會ノ事業ヨリ生スル収益

第一、剩餘金  
一、基金賦課金  
一、寄附金

第二十二條 基金ハ次ノ淵源ヨリ成ル  
基認ヲ經ルヲ要ス決算ハ大會ノ審査ヲ受ケ直チニ公表スベシ

第二十三條 支部ハ本會々則ノ遵守ヲ誓約セ  
ル會員五十人以上ノ團體タルコトヲ要ス  
ハ本部理事會之レヲ推薦ス

本部理事ハ本部理事會ヲ構成シ緊急事項ヲ協議且執行ス

第十九章 支部及地方聯合會

第二十三條 支部ハ本會々則ノ遵守ヲ誓約セ  
ル會員五十人以上ノ團體タルコトヲ要ス  
ハ本部理事會之レヲ推薦ス

追テ婦人部少年部朝鮮人部支那人部ノ理事立ス

チ置クコトアルヘシ

## 第七章 事業

第十九條 本會ノ目的ヲ達スルタメニ左ノ事業ナ行フ

一、見舞金職業紹介消費組合其他ノ相互救助

一、講演並ニ出版

一、勞働條件改善運動

一、鑛山労働法規改善運動

一、入會金  
一名三十錢

一、本會ノ事業ヨリ生スル収益

一、醸出金寄附金

一、入會金  
一名三十錢

一、本會ノ事業ヨリ生スル収益

一、一縣若シクハ一國內ニ於ケル本會支部

ノ聯合

二、重要ノ鐵山地方ニ於ケル本會支部ノ聯

合

第二十五條 本會直屬ノ支部トハ其附近ニ聯

合スヘキ地方聯合會ナク直接ニ本部ニ統制

セラルル支部トス

第二十六條 支部及地方聯合會規則ハ本會ノ

承認ヲ經ルコトヲ要ス

支部若クハ地方聯合會ハ毎月定額ノ本部費

ヲ納付スルノ外大會及理事會ノ決議セル臨

時費ヲ負擔スルモノトス

第二十七條 本會ハ地方聯合會又ハ支部ノ財

政ニツキテ命令セス但シ之ヲ監督ス

支部及地方聯合會ハ常ニ本會ノ統制ニ服ス

ルモノトス

## 第十章 勞働爭議

第二十八條 支部又ハ地方聯合會カ重大ナル

勞働爭議ヲ起サントスルトキハ直ニ其内容

ヲ本部ニ通告スヘシ

理事會ハ右ノ通告ヲ受ケ事態重大ナリト認

ムルキハ直ニ理事會ヲ召集シテ其方針ヲ

決定シ其決議ヲ通告シ且ツ必要ノ應援ヲナ

スヘシ

第二十九條 獨斷ニ爭議ヲ起シ若クハ理由ナ

クシテ理事會ノ方針ニ從ハサルトキハ之ヲ

援助セサルコトアルヘシ

## 第十一章 會則ノ變更及解散

## 勞働組合同盟會

第三十條 本會々則ノ變更ハ大會ニ於テ行ヒ

出席代議員三分ノ二ヲ以テ決議ス

本會ノ解散ハ大會ニ於テ行ヒ出席代議員ノ

代表スル票數五分ノ四ヲ以テ決議ス

## 第十一章 大日本勞働總同盟友

### 愛會トノ關係

全日本勞働者階級總同盟ノ必要ヲ認メ大日

本勞働總同盟友愛會ニ加盟ス

第三十二條 本則ハ大正九年九月一日ヨリ施

### 第十三章 附則

第三十三條 全國坑夫組合、大日本鐵山勞働

同盟會及友愛會鐵山部員ハ本則ノ施行ト共

ニ本會々員タル権利義務ヲ獲得ス

第三十四條 鐵山勞働者ノ團體ニシテ本會ニ

入會セントスルモノハ本會理事會ノ承認ヲ

### 要ス

〔幾關誌〕『鐵山勞働者』毎月一回刊行現任

### 役員

如左

本部理事河井榮藏、麻生久、副理事阪口

義治、野村正、相談役佐野學、加藤勘十

北澤新次郎、棚橋小虎、赤松克麿、三輪

壽壯。

とある。その「目的」とする處は(一)組織な  
き勞働者に組織を與ふる事及び、(二)既成  
組合の提携を促進する事にありと做して  
居る(第三條)。(機關)決議機關を(一)代議

大正九年五月十六日創立(三二頁參照)

事務所 東京市芝區三田四國町友愛會本部

内。「組織」『全國的及地方的各種勞働及產

業並に職業組合』の聯盟にして、九年未現

在加盟組合は

信友會、正進會、友愛會、大進會、啓明

會、汎勞會、日本交通勞働組合、工人會

紡織勞働組合、東京電機及機械鐵工組合

工友會、東京鐵工組合、日本鐵夫總同盟

日本機械技工組合。

の十四團體である。其加盟及脫退除名を規定して曰く

一、加盟ヲ勸誘シ或ヘ加盟申込ノ諸否ヲ決ス

ル場合加盟組合三分ノ二以上ノ同意アル事

ヲ要ス(規約第六條)

一、加盟組合ハ何時ニテモ脱退スル事ヲ得ル

モノトス(第七條)

一、本會ハ加盟組合ニ對シ三分ノ二以上ノ同

意ヲ以テ脱退ヲ勸告シ或ヘ除名スル事アル

ヘシ

員會（二）理事會とし、常任理事を其決議の執行機關とする。代議員は加盟組合より各三名を選出し、理事は各組合代議員中より一名を互選、常任理事は理事中より互選外に會計係一名、會計検査役三名を置き、常任理事代議員中より互選する。〔會計〕會費月額二圓。

### 日本印刷工組合信友會

大正六年四月設立（九年版三七四頁）本部東京市外中澁谷六一一。現任役員如左  
水沼辰夫、岡澤曲川、日吉春雄、金子清一郎  
石田九藏、高崎岩吉、一英澤雄一郎、小野福太郎、林勇三郎

大正九年五月労働組合同盟會の設立と同時に加盟

産業別組合を以て組織する聯盟たらんことを期しつゝある。九年未現在の同會所屬職業別又は産業別組合數一二一地方支部一五八。之を東京聯合會、大阪聯合會、神戶聯合會、九州出張所、海員部所轄及び本部直轄地方支部に區分し、統制して居る。而して漸次これ等の統制中権機關が自治的に發達すべきを方針として居る。（八週年大會提出本部案(6)及(9)、同大會の項参照）〔機關〕從來の理事會を中央委員會と改稱、決議機關にして、其決議は次回の大會迄有效である。理事の數二十二名と限定したるを改め、中央委員會は會長、主事、會計、中央委員若干名を以て組織すとなした。最高決議機關たる大會及び之を組織すべき代議員に就ての規定には重要な變更は加へられなかつた。「役員」會長一名、中央委員若干名、主事一名、會計一名、會計監査役二名。八週年大會に於て選任せられたる役員如左

大正元年八月一日創設（九年版三七八頁）本部東京市芝區三田四國町。〔組織〕大正八年九月の七週年大會以來漸次組織を變更、九年十月の八週年大會に於て更に一步を進め、『全國に於ける各種職業別並に

根津儀計（以上上海員部）木村錠吉（九州）主事久留弘三（辭任欠員）會計松岡駒吉、會計監査役林俊、棚橋小虎  
〔會計〕總同盟本部費として所屬團體の納入すべき會費は（一）本部直轄支部（會員一人に付き月額十五錢、（二）自治を承認せられたる團體は同十錢、（三）自治團體にして特別の機關誌を發行し本部機關誌を必要とせざるもの五錢。會計年度は八月一日に始まり、翌年七月卅一日に終る規定であるが大正九年七月の會計狀態如左

### 大正八年度決算報告

本年度收入金	二九、六七〇、〇〇〇
借入金（銀行）	七一八、四四〇
前年度不足金	九〇、四一五
本年度支出金	二九、〇九八、九〇〇
負債償却金	五〇、〇〇〇
差引次年度繰越金	一、一四九、一二五
會館建設費	
前年度繰越金	七九七、七八〇
本年度收入（銀行利息）	一九、九三〇
合計次年度繰越金	八一七、七一〇

八週年大會に於て修正せられたる會則如左。

## 第一章 名 称

第一條 本會ハ日本労働總同盟友愛會ト稱シ

本會カ其所屬團體ナルコトヲ承認セル日本全國ニ於ケル各種職業別並ニ産業別組合ナ以テ組織シ事務所ヲ東京ニ置ク 但シ當分ノ間地方的労働團體ノ加盟ヲ承認スルコトヲ得

代議員ヲ以テ組織ス但シ各職業別團體ノ代表者及本部役員ハ選舉ヲ要セシテ當然代議員タルノ資格ヲ有スルモノトス

第六條 大會ノ議長ハ會長之ニ任シ大會中各種會合ノ司會者タルモノトス

第七條 會長ハ大會ノ開會ト共ニ直ニ若干ノ大會委員ヲ任命シ左ノ各部ニ割當ツヘシ

(イ) 代議員資格審査委員  
(ロ) 會計審査委員

(ハ) 豈算委員

(ニ) 法規委員  
(ホ) 建議案委員

其他

第八條 大會ノ議事ハ出席代議員ノ過半數ヲ以テ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル若シ前項ノ決議方法ニ對シ出席代

議員五分ノ一以上異議アル時ハ各代議員ハ其代表スル加盟團體員一名ニ付一票ノ割合ヲ以テ投票權ヲ行使シ得ルモノトス但シ會費滞納者ハ會員數ニ加ハラサルモノトス故

=代議員ハ本部ノ承認スル會費完納者ノ會員數ヲ明示スル信任狀ヲ其代表團體ヨリ持參スヘキコトヲ要ス

## 第五章 中央委員會(Central Council)

庶務部 會計部 教育部

職業紹介部 宣傳部 法律部

調査部 出版部 國際部

各種事業ニ關スル細則ヘ別ニ之ヲ定ム

## 第二章 大會(Convention)

第四條 本會ノ重要事項ヲ議スル爲メ會長ハ

毎年一回前年大會ノ選定セル場所ニ於テ大會ヲ召集スヘシ但シ中央委員會ノ同意ヲ得タルトキハ大會ノ場所ヘ之ヲ變更スルコトヲ得

第五條 大會ハ本則第九條ノ定ムル所ニ依リ木總同盟加入ノ各團體ヨリ選出セラレタル

團體ハ二名

(ハ) 會費完納會員二百名以上五百名未滿ノ團體ハ三名

(ニ) 會費完納會員五百名以上千名未滿ノ團體ハ四名

(ホ) 會費完納會員千名以上二千名未滿ノ團體ハ五名

(ヘ) 會費完納會員二千名以上三千名未滿ノ團體ハ六名

(ト) 會費完納會員三千名以上ノ團體ハ七名

(チ) 聯合會、國盟會、全國的職業別並ニ產業別組合ハ各一名

第十條 各團體及支部ハ大會前少くトモ二週間前ニ代議員ヲ選舉シ其姓名ヲ本部ニ通告スヘシ

第十一條 中央委員會ハ決議機關ニシテ其決議ハ次回ノ大會ニ至ルマテ有效ナルセントス

第十二條 中央委員會ハ會長、主事、會計、中央委員若干名ヲ以テ組織ス

第十三條 會長ハ本會ノ重要事項ニシテ緊急ヲ要スルモノト認メタル時又ハ三名以上ノ中央委員ヨリノ請求アリタル時ハ直ニ中央委員會ヲ召集スヘシ

第十四條 會長ハ毎年一回大會ニ先立チ中央委員會ヲ召集シ大會ニ提出スヘキ事項ニ關シ協議ヲナスヘシ

第十五條 中央委員會開催ノ場所ハ會長之ヲ定ム

第十六條 中央委員會ニ要スル費用ハ本部ノ負擔トス

## 第六章 役員(Officers)

第十七條 本會ノ役員ハ會長一名、中央委員若干名主事一名會計一名會計監査役二名ヨリ成リ毎年大會ニ於テ之ヲ選舉ス

第十八條 會長ハ本會ヲ代表シ大會及中央委員會ノ決議ニ基ヤ一切ノ會務ヲ統理ス

第十九條 中央委員ノ選舉區及人員ハ大會準備中央委員會ニ於テ之ヲ定ム

第二十條 主事ハ會長ノ指示ヲ受ケ會務ヲ處理ス會長不在ノ時ハ之ヲ代理ス

第二十一條 會計ハ會長ノ指示ヲ受ケ本會ノ金錢出納並ニ財產管理ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス

第二十二條 會計監査役ハ本會ノ會計及財產管理ニ關スル一切ノ事務ヲ監査ス

## 第七章 加盟團體

第二十三條 本會ニ加盟セントスル團體ハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ必要トス

(一) 本會ノ主義、綱領ヲ遵守スルコトヲ誓約シ且ツ五十人以上ノ努力生活者ヲ以テ組織セル團體タルコト

(二) 每月定額ノ本部費ヲ納付スルノ外大會及中央委員會ノ決議セル臨時費ヲ負擔シ

且將來脫退シ又ハ脫退セシメラルコトアルモ財產上何等ノ請求ヲナササルコトヲ誓約セル團體タルコト

第二十四條 本會ニ加盟スルコトヲ承認セラレタル團體ハ最初ノ本部費ヲ納付セル時ヨリ左ノ特權ヲ有ス

(一) 其團體ノ名稱ノ冠頭ニ本會ノ名稱ヲ用ヒ其團體員ハ本會ノ徽章ヲ佩用シ得ルコト

(二) 本則第九條ニ定ムル所ニ從ヒ代議員ヲ選出シ大會ニ派遣シ得ルコト

(三) 其團體員ハ本會ノ主催ニ係ル各種ノ會議ニ出席シ得ルコト

(四) 其團體員ハ本會ノ名ニ於テ行ハルル各種事業ニ對シ事業細則ノ定ムル所ニヨリ其特典ニ與リ得ルコト

第二十九條 本會ノ經費ハ本會加盟ノ各團體ニ於テ負擔シ本會ノ會計之ヲ管理ス  
第三十條 本會ノ收入支出ハ豫算ヲ以テ豫メ毎年大會ノ承認ヲ經ルヲ要シ決算ハ大會ノ審査ヲ受ケタル上直チニ之ヲ公表スヘシ  
第三十一條 本會會計年度ハ八月一日ヨリ翌年七月三十一日ヲ以テス

## 第九章 會計

## 第十章 補則

第二十五條 本會ハ一旦本會加盟團體タルコトヲ承認シタル後ト雖モ其團體ニシテ本會存立ノ精神ニ違反シ又ハ本會ニ對スル義務ヲ履行セサル時ハ之ヲ脱退セシムルコトヲ得

## 第八章 聯合會及同盟會

### 啓明會

第二十六條 本會加盟ノ各團體ハ本會ノ目的ヲ達スル爲メ特ニ聯合スルノ必要アル時ハ聯合會ヲ組織スルコトヲ得  
第二十七條 前條ノ目的ヲ達スル爲メ近接地方聯合會ハ同盟會ヲ組織スルコトヲ得但シ聯合會ハ會員五百名以上ヲ以テ組織スルコト

大正九年一月設立。事務所東京市外池袋  
一一二五。『廣く教化事業に携はれたる熱烈眞摯なる學徒によりて新文明を開拓創  
造せんとする教化運動の主體』である。其

## 宣言に曰く

一、吾等は眞人間の生活を基調とする社會生活の實現を理想とす故に公正なる人間一切の要求を肯定し、公正なる凡ての社會的存在を尊重す。

二、吾等は日本人なり。日本民族としての純真を發揮し、公正偉大なる國本に生きんとす。故に、それの障碍たるべき一切の不合理、不自然なる組織、慣習思想を極力排斥す。

三、吾等は教育者なり。教育者としての天職を自覺し、自由を獲得し、萬民の味方として之が救濟と指導とに専念し、人類に對する熱愛に覺醒めんとす

と。而して『會の目的達成に必要なる物質的精神的負擔に任ずる同志』を以て會員とし、之を三種に分ち

1. 維持會員      直接經營に參割し、其の負擔に任ずるもの
2. 普通會員      會の趣旨を贊し月々一定額の會費を納むるもの
3. 替助會員      會の爲に特別の援助を與ふるもの

となして居る。〔機關〕(一)維持員會(經營

の主體、其の代議機關として幹事數名を置

き、幹事中より會の代表機關として常任幹事數名を置く)代議員會(會の運動に關す

挽回しつゝある。「役員」現任有給專任理事如左

中西伊之助、武井榮、片岡重助、前川享、山口竹三郎、田中銀二郎、佐野佐江、

〔機關誌〕九年五月一日より『交通勞働』

教育改造に關する調查研究、(二)公開講演

會其他一切の教化運動、〔機關誌〕『啓明』

毎月一回刊行。

## 汎勞會

大正九年一月創立。事務所東京市麹町區

内幸町一ノ五。「綱領」に曰く

- 一、普通選舉急施
- 二、治安警察法第十七條撤廢
- 三、物價公定
- 四、最低勞銀公定
- 五、八時間勞動
- 六、全國共通勞働紹介所開設
- 七、勞働保險老衰年金制之確立
- 八、勞働者利益分配參加
- 九、所得稅相續稅其他累進稅率ノ加重
- 十、小作農の保護小作料の輕減
- 十一、生産組合の保護補給
- 十二、公娼制度の廢止

と。「組織」日本全國の男女勞働者を以て組織す」とあり、現在東京府及神奈川縣に

會員を有し、機械工二〇五六、仲銅工二九

三、自動車修繕工三五〇(九年十二月現在)を算し、小石川支部、山之手支部、横須賀支部、海岸支部、尾久支部、千住支部、新宿支部の八支部に區分統轄す。〔機関〕理事十名(内三名互選常任)顧問二名、支部長若干名、支部評議員(會員十名に各一名)會計(本部支部各二名)を置き、任期一年、外に毎年一回大會を開くの規定を存するが、會務の實際には關せざる如くである。

〔會計〕常任理事石塚信造、伊藤好彦、三井田何右衛門、顧問今井嘉幸

部費十錢支部費用、本部費用としての收入一ヶ月平均約二百圓集會其他の經常費に充當。〔機関誌〕『勞動新報』毎月一回刊行。

### 大日本機関車乘務員會

大正九年四月十三日創立(一七頁参照)

事務所東京府下豊多摩郡淀橋町角筈六〇。「組織」全國鐵道の機関車乘務員を糾合せんとし、大正九年末現在數約三千を算し、機關手千五百、機關助手(火夫)千五百、關東地方に分布。即ち東京の各機關庫及び山

北、大宮、長野、直江津、新津、高島、高崎、横川、小山、成田、品川等十八の支部を置く。支部は會員三名以上を以て成立し、二支部以上を以て分會を成す。〔宣言〕に曰く

我等は政府當局者が徹底的社會政策を行はん事を要求す。我等は有產階級が徹底的社會奉仕を行はん事を要求す。更に我等は我等が國有鐵道の從業員たるが如く、一切の労働者が我等と同一の對國家關係に到達せん事を全同胞に要望す。實に我が國を世界的不安より救ふの道は是を他にしてあらざる也。

と。

〔目的及事業〕『會員相互に親和協力して其徳性を養ひ識見を廣め技術を磨き進んで正當且穩健なる方法により地位の向上と生活の改善を圖り心身共に國家に貢献する』を目的とし、事業を規定し(一)共濟、

(二)講演、(三)出版、(四)勞動調査、(五)

### 東京印刷工組合

購買代理とす。〔機関〕(一)總會(本部役員並に各支部選出の代議員を以て組織し毎年二回召集)、(二)理事會(理事を以て組織し毎月一回以上會長之を召集)、(三)支部長會議(支部長を以て組織し支部長出席し得

ざる時は副支部長出席す)を以て決議機關とし重要會務を審議す。外に(四)支部會及び(五)幹事會あり支部の事務を審議處理す。〔役員〕顧問若干名、會長一名、副會長一名、會計若干名、會計検査員若干名、理事長一名、理事若干名、書記長一名、書記若干名。會長及副會長は正會員一般の互選理事及會計は會長の任命による。現任役員は如左

會長田中利三郎、書記長松庭繁

〔會計〕會費月額不定、本部費五十錢に各支部費任意額を加算す平均一圓内外である。一ヶ月收入凡一千五百圓、支出七百圓十二月末現在本部基金約三千圓、各支部基金合計約八千圓、總計一萬一千圓。〔機関誌〕『國家の血脈』毎月一回刊行。

大正八年十月創立。事務所東京市芝區神谷町一八、「組織」印刷業に從事する者を以て組織し、『印刷業經營者にして本組合の目的趣旨に賛する者は贊助員として加入せしむ』(規約第七條)とある。會員の分布

は日進舎、日新印刷株式會社、東亞印刷株式會社、東京製本合資會社、千代田印刷株式會社、秀英舎、合資會社東京國文社、三協印刷株式會社、民友社に亘つて居る。會員數不詳。〔綱領〕に曰く

- 一、本組合は印刷業に從事する職工の精神的生活と物質的生活の向上を計る事
- 二、本組合は信愛提携以て結合を翠くし各自の幸福増進を期する事
- 三、本組合は勞資の協調を以て要諦と爲す事

と。〔機關〕定時總會(毎年一回十月)臨時總會、役員會(毎月一回)及評議員會。「役員」組長一名、副組長一名、理事長一名、理事十名、(役員は總て名譽職)現任役員如左

組合長小川邦孝、副組合長相原直一、理事兼會計湯原正雄、同加納寅次郎、理事大貫泰三、多節春(以下略)

〔會計〕會費月額二十錢。「事業」(一)職業の紹介、(二)爭議の和解仲裁、(三)災厄不幸の救濟。〔機關誌〕『協調』毎月一回刊行。

## 工人會

大正八年九月創立。事務所東京市京橋區月島通八ノ八。〔組織〕全國に於ける工人

軍造兵廠に從業せる者約千名を會員とする。

式會社、秀英舎、合資會社東京國文社、三協印刷株式會社、民友社に亘つて居る。會員數不詳。〔綱領〕に曰く

- 一、本組合は新興國の機運に乘じ斯界の舊弊を改進せしむるにあるが如し。〔事業〕(一)職業紹介、(二)教育、(三)出版、(四)人事相談等を規定せるが、現在購買事業を企劃しつゝある。〔機關〕總會

(毎年一回)理事會(理事十名、總會に於て選出)を決議機關とし、理事長(理事會に於て互選)を以て會務統理に任す、外に會計主任一名を置く。現任役員如左

理事熊田國吉、會計主任大久保久次郎。

〔會計〕會費月額二十錢、入會金二十錢。會費の二分の一及入會金を以て本部經費につる規定である〔機關誌〕『工人界』毎月一回刊行、

## 大進會

大正八年九月創立。事務所東京市小石川區博文館工場内。〔組織〕植字、印刷、文選、

九十九圓、支出約八百圓(支部會計を除く)基

を以て組織す」と規定せるが、現在築地海軍造兵廠に從業せる者約千名を會員とする。支部設置の規定を存するが、未だ有力なる

六百。支部數三。〔綱領〕に曰く

- 一、本會は新興國の機運に乘じ斯界の舊弊を改進し、〔事業〕(一)職業紹介、(二)教育、(三)出版、(四)人事相談等を規定せるが、現在購買事業を企劃しつゝある。〔機關〕總會

(毎年一回)理事會(理事十名、總會に於て選出)を決議機關とし、理事長(理事會に於て互選)を以て會務統理に任す、外に會計主任一名を置く。現任役員如左

とあり。事業規定に職業の紹介、共濟及び『労働者と資本家との調和を計ること』であるが、既に罷免を敢行したこともあり、メエ・デエに參加し、労働組合同盟會に加盟して居る。〔機關〕總會(毎年一回)及理事會(毎月第二日曜日)を決議機關とし、〔役員〕は理事長一名、理事四名、會計長一名、幹事長一名、事業係長一名、會計監査二名であり、役員はすべて會員の選舉に依る。現任役員は

理事長清水千代吉、理事佐藤正次、岡田金太郎、白石喜久夫

金三百圓。〔機關誌〕『大進』不定期刊行。

### 日本水火夫長組合

大正八年三月一日設立、事務所横濱市若竹町三六。『日本船舶の水火夫長若くば嘗て水夫長火夫長たりし者』を以て組織す。其設立趣意に曰く

日本の水火夫長火夫長は世界の何れの國にもなき特殊地位に置かれ特殊の仕事を爲し居るものにして、例へば水火夫の雇傭に關しては船長の補佐役として其の實際に當り、或はアドバンスに關係し又は部下全體の勞働を指揮し新海員には仕事を教へ、或は一身上のことを世話を焼き、更に船主船長に對しては部下を代表して時に嘆願要求もなし、若くは船主對水火夫間の勞働問題等の起れる場合には、必ず中間として板狭みの地位に立ち、結局問題を解決せざるべき立場にある、これ實に諸外國に類例なきものにして全く特殊の地位にあるものである。

とあり、『一般海員の船主に對する代表機關』たらんことを目的として居る。九年八月現在會員數一百十名。〔機關〕重要事務決議機關として左の組合員を以て協議會を組織す(規約第五條)

一、横濱に居合す休職水火夫長火夫長

### 二、横濱港碇泊船舶の水火夫長火夫長

會務執行機關として有給の幹事兼會計一名を置き、他に會計検査役一名(協議會選任)。現任幹事兼會計は元友愛會主事なりし板倉定四郎氏である。〔會計〕會費月額一圓一回に三月分三圓以上前納、但『休業中は免除』(規約第七條)現在基金五千圓〔事業〕として規定せるものはないが網領に曰く

一、吾等は互に連絡し勞働紛議を未發に防ぎ中間者の責任を全ふせん事を期す

二、吾等は互に連絡し海員の幸福増進の爲めに技術を訓練し能率を擧げしめん事を期す

三、吾等は互に連絡し海員の成績を通信し善く良なる方向に指導せんことを期す

四、吾等は互に連絡し親睦なる交際を結び各自共通の權利を保護せん事を期す

關西鐵工組合鐵心會、電業員組合、友愛會大阪聯合會、大阪商工青年團、伸銅工組合新進會、人力車夫聯盟會、關西屋外勞働誠友會、大阪仲仕人夫勞働組合である。其聯盟規約如左

### 第一章 總則

第一條 本會は關西勞働組合聯合會と稱す

第二條 本會の事務所は當分の内大阪市西區鞆中通三丁目十五番地に置く

### 第二章 組織及目的

第四條 本會は關西に於ける各種勞働組合を以て組織す

第五條 本會は加盟組合相互の融和提携を圖るを以て目的とす

第六條 本會は加盟組合の完全なる自治を認め聯合の爲に其行動を強制する事なし

### 第三章 機關

第七條 本會は委員會を以て其執行機關とする者とす

第八條 委員は加盟組合より各二名宛を選出する者とす

第九條 委員會の決議は當番委員之を處理する者とす

第十條 當番委員は加盟各組合輪番之に當り其期間を四ヶ月とす

第十一條 當番委員は必要に際して隨時委員會を招集する事を得

### 關西勞働組合聯合會

大正九年十月卅日設立(四七頁参照)

事務所大阪市西區鞆中通三丁目一五。現在加盟組合大阪印刷工革新同志會、大阪洋服裁縫組合同志會、大阪刷子工組合、向上會。

## 第四章 事業

第十二條 本會は目的達成の爲み逐次左の事業を行ふ

一、毎月一回以上労働講座を開催する事

二、毎月一回定期委員會を開催する事

三、毎年一回組合聯合大示威運動を舉行する事

四、労働會館を建設する事

五、機關新聞を發行する事

六、組織なき労働者に團結を促かし加盟せざる組合に加入を勧誘する事

第十三條 本會の事業遂行上必要に際して特別委員を設くる事を得

## 第五章 會計

第十四條 本會の經常費は加盟各終合より月額金貳圓を徵收す

但會員三百名に充たさる組合は其半額となす事を得

又臨時費を要する時は委員會の協議により適宜之を徵收する者とす

第十五條 既納の會費其他の醸出金品は理由の如何を問はず返戻する事なし

第十六條 本會の會計事務は當番委員之を整理する者とす

## 第六章 附則

第十七條 加盟組合にして労働團體たる體面を汚すの行爲ある時は委員會の決議を以て之を除名する事を得

## 大阪印刷工組合

盛鐵郎、主事幸松一雄

大正九年一月四日設立、事務所大阪市西區阿波屋上町三丁目。其綱領に曰く

一、我等は労働組合の確立に依る新社會の建設を期す

二、我等は労働條件の改善と労働者の向上と進歩識見の開發を期す

三、我等は會員相互の親睦德性の涵養技術の

萬余に垂んとする職工を有する我大阪の莫大小界の内にも横縦立職工には未だ一つの組合組織もなく資本家側には十數年前より同業組合なるものを組織しまさ一部の資本家は大正會なるものを設け屋上更に屋を設け陽に美名を借り陰に吾等労働者の自由を拘束せり：

と。大阪市に於ける文選工、植字工、活版工、石版工、鉛版工等の印刷從業者を會員

とし、九年十二月末現在約一千三百名を算す。

〔機關〕理事制度——會長一名、副會長二

名、理事長一名、理事若干名。〔會計〕會費

月額二十錢、基金約一千圓〔事業〕——、會員

相互の共濟、二、一切の紛議に關する調停

三、機關雜誌發行、四、職業紹介、六、講演會。〔機關誌〕『印刷工新聞』毎月一回、刊行、現在〔支部〕は東支部、西支部、南支

部、北支部、第一、第二、第三土佐堀支部の七であり、神戸印刷工組合と相提携す、現任〔役員〕は左の如くである。

會長賀川豐彦、副會長三宅春次郎、理事長松

## 友愛會大阪莫大小横編立職工

同志會

大正九年七月十五日設立、事務所大阪市西區西野田江成町。宣言の一節に曰く、

西區西野田江成町。宣言の一節に曰く、

とある。會員は莫大小横編立に從事する男女労働者であるが之を二つに區別し、満十八才以上の男子を正會員、満十三才以上の男子又は十八才以上の女子を準會員とし、すべて役員の選舉權及被選舉權は正會員のみ之を有する。〔機關〕總會（春秋一季）役員會（毎月一回）役員は會長一名、理事長一名、理事五名、幹事五名、會計二名及び會計監査役一名である。會長は『從業員ならずとも資本家ならざる頭腦労働者より選出することを得』（會則第九條）とある。重要會務の決議は總會よりも寧ろ理事會に於てなされ、會務の執行機關は會長及幹事會である。役員の任期は各一年。〔會計〕入會金二十錢、會費月額三十錢、但し『會務の爲め缺算を生じたる時は會費の追加をなす』（第二十八條）と規定さる。〔事業〕會員相互の救濟、會員相互間に於ける協調、職工の紹介、講演會等列舉されて居るが、注目すべきは『資本家と一般職工間の連絡を取り工賃の一定を保つこと』の一項であろう。

## 大阪刷子工組合

### 商業使用人組合新生會

大正八年二月十一日創設の大坂商工青年團（九年版三八五頁）の改稱されたものである。事務所大阪市東區備後町三丁目、大阪市に於ける會社員、銀行員、商店員其他一般商業使用人を以て組織し、『商業使

用人の權利を樹立し、且之が擁護に努め、以て組合員の人格的獨立と向上とを期する』を目的とし（會則第四條）將來の期圖は『全國都市に於ける商業使用人の團結を促し、全國的商業使用人同盟の實現』に存する。

#### 男子部

第一區（町部）——荒造部、平穴部、立穴部  
中ダメ部、仕上部、塗部、磨部、

第二區——關西刷子會社、ローヤル刷子會社、

第三區——上町方面、鶴橋方面、河内方面、

第四區——セルロイド部、製材部、人造毛  
精毛部、剝物部

#### 婦人部

#### 町部

#### 會社部

市外部——鶴橋方面部、河内方面部、四貫島方面部、池田方面部、

〔機關〕總會（全組合員——春秋二回）代議員會（毎月五日）區大會、區代議員會、理事會。〔役員〕理事長一名、理事、代議員各若干名、會計係三名、會計補佐若干名、記錄係二名、通信係二名にして代議員以上の選任は總會に於ける一般投票に依る。但し理事長は理事會の推薦を經、總會出席者三分の二の

大正八年九月設立、事務所大阪市北區西野田江成町二九一。『大阪府下全般の刷子職工』を以て會員とし、日本労働總同盟友愛會に加盟す。組合の組織は『地方別又は工場別に區分し職業別に部分す』（規則第五條）

一、商業使用人保護に關する法規の制定を主張し之が達成に努むる事  
一、其他商業生活改造に必要な一切の事業を計畫且つ遂行する事

なる項目あり、外に宣傳、法律相談、職業紹介に關する規定がある。

同意を要する。理事の數は各部二名宛、但し組合員數に應じ増減するを得。代議員は各部別又は各工場内より組合員十五名に付き一名の割合にて選舉す。會計補佐は代議員及理事中より互擇し各區二名。會計係記錄係及通信係は理事會之を指名し理事會の承諾を經るを要する。役員の任期はすべて六ヶ月である。重大會務の決裁は總會に於ける一般投票に依り、理事會を執行機關とする。代議員は寧ろ各部内の組合費の徵收を主なる任務とし、之を一括して會計係に納付すべき責任をもつて居る。「會計」加入金十錢、組合費月額三十錢（前納）組合の財產は郵便貯金とし、二名以上の主義を以てす、此場合印鑑所持者と通帳所持者とは同一人であつてはならぬ事になつて居る（規則第十八條）「事務」一、共濟、二、講演三、職業紹介、四、勞働調査、五、人事法律相談、六、修養會、七、購買、八、研究會。

合の改稱（九年四月一日）である（九年版四〇一頁）、事務所大阪市西區西九條上之町。設立趣意書中に曰く

圓、支出給科（書記一名）五十四圓、地代其他諸雜費二十圓、毎月一二十圓の欠損を生ずるとあり。〔事業〕紹介部及人事相談部。

電業員組合

大正九三月二十一日設立。事務所大阪市  
難波河原町一丁目一五四二ノ九。一般電  
氣的業務に從事する勞働者（規約第三條）  
を以て會員とする。

九年十二月現在會員概數一千六百名。大  
阪市及其附近の電燈及電車從業員である。

支部數六、中之島

吾人は共利の爲め眞面目にして資本主が能く了解し呉るゝ組合の設立の必要を切に感じたりしに依て徵力の資を醸出し諸賢と共に労働組合を組織し労働問題を研究せんと共に有産者及資本主の後援あり且つ有識者の指導を受けつゝある所以にして爾後に於て本會の發育完全ならんか我等労働者の幸福實に多大なりとす尙本會は實行を先にし論議評論は後にし以て社會の存在を認めしむるに努力するものなり仍て多言を費せず只た誠心誠意眞面目なる組合を組織するに躍躍し居るのみ：

と。現在會員概數五百名。「大阪市に於て仲仕人夫其他一般の勞働に從事する二十才以上。の男女」である。支部を西野田、四貫島に置く。「機關」定時總會、役員會に就ての規定を存するが、役員として總裁一名、會長一名、監事七名相談役及評議員各若干名を置き、名譽會員として朝日橋警察署長、

へ更に大正九年十一月十八日關西勞働組合聯合會に加盟して目的を等しうする所の勞働組合と提携活動する』こととなつた

# 大阪仲仕人夫勞働組合

大正八年六月創設、元朝日橋人夫勞働組

が、將來の期圖は『先づ大阪市並に其附近の電氣從業員の結束を圖り進で關西一圓の同業勞働者の一大團結を期するに在る（其組合報告）。其主義として宣言する處に

國家は吾人の棟家なり。勞働は吾人の天職なり。正義は吾人の信條なり。平和は吾人の理想なり。

吾人は是の觀念に立脚して眞の幸福なる社會建造の使命に貢献する所あらん

と。〔機關〕代議員會(毎年二回)を以て議決機關とし、理事會(毎月一回)を以て其執行

機關とす(規約第九條)。役員は組合長二名  
理事及代議員各若干名、すべて無給。代議

員は「各支部を一選舉區とし支部員五十名毎に一名を選出す最後の端數三十名に對して更に一名を加ふ其任期を一年と定め（規約第十三條）、組合長は代議員會にて之を選舉し其任期二年、理事は「組合長之を推舉し其行動進退を共にす」ることの規定（規約第十一條）がある。但し別に毎年一回四月大會を開き業績並に會計に關する報

基金	出版費	一一一〇〇
宜傳費	一四六〇	一
共濟金	四二四〇	一
事務費	二二八五	一
什器費	二一〇五	一
雜費	二九二〇	一
繩越金	三三一・七三	一
合計	一一七五・七八	一

△ 收入之部	△ 支出之部
一、一七一·七八	一、一七一·七八
四·〇〇	四·〇〇
五·七八	五·七八
三·七八	三·七八

〔會計〕加入金五十錢、會費月額二十錢（內十錢を本部費、十錢を支部費に充當）九月未日に於ける收支如左

計理事伊藤芳太郎、出版宣傳理事渡邊秀作、仙波正將、杉谷七太郎、購買理事三好正、田中金次、紹介理事德田政太、外務理事篠塚佐六、山端清、

第七章

第卅八條 本組合員にして倘主其他に對し争議を醸さんとするの惧ある時は當該支部長は直に其詳細を組合長に報告すべし

第廿九條 組合長前條の報告を得て事態重大なりと認むる時は直に代議員會を開きて之が對策を決定し其決議を當該支部長に通告す

第四十條 紛爭當事者が代議員會の決議を容るゝ能はざる時は組合の應援を強要する事を得ず

〔機關誌〕『電業員組合機關紙』每月一回刊行

# 日本機械労働組合

大正九年十月一日設立、事務所大阪市北  
区北野牛丸町六二ノ四。『諸機械の製作に  
關係ある勞働者』を以て組織し九年十二月  
現在會員二百八十六名。〔宣言〕に曰く

現在會員一百八十六名。〔宣言〕に曰く  
（前略）本組合は労資協調主義を標榜す是ニ  
也

(中略)本組合は労働能率の増進方法を講究す  
是四也



ける鐵工、木工、電氣工、製罐工及びこれに附隨せる不熟練労働者である。

現在支部八、安治川、西大阪、北大阪、玉造天満、南思賀島、城東、南。〔機關〕代議員會を以て議決機關とし、理事會を以て其執行機關とする。現任役員如左

組合長横田千代吉（製罐工）理事長坂本孝三郎（仕上工）

〔會計〕組合費月額二十錢、九年十一月現在基金一百三十五圓、年收豫算二千八百二十四圓（九年九月作製豫算）此支途項目、家屋費、事務費、出版費、機密費、旅費、什器購入費、宣傳費、支部費、豫備金、基金、〔事業〕（一）共濟部、（二）購買部（獨立會計）（三）出版部、（四）職業紹介部、（五）法律衛生及技術顧問部。〔機關誌〕『純労働新聞』毎月一回刊行、

### 大阪ショフワーチ交友會

大正八年一月十六日創立（九年版三八六

頁）事務所大阪市東區備後町二丁目二十番地細貝方。自動車運轉手及助手を以し組織

す。會員概數三百二十名、内譯自働車運轉手二百五十名、自働車會社職工五十名、自働車會社々員二十名、之を地方別とすれば大阪市内二百五十名、同市外五十名、京都十五名、堺五名である。會の目的は『自動労者の操縱に從事する者及其の従業者たらんとする者の統一を圖り相互の利益を保護増進する』に存し、それが爲め『慶弔紹介救濟等機宜に適する方法を執る』とする（會則第一條及第二條）。將來の期圖は京阪神の自動車界に勞働せる者を網羅し、關西自動車協會の設立に存する。〔機關〕會長一名、副會長一名、會計一名、常任幹事十二名、幹事評議員各若干名。役員の選任は議執行は會長及常任幹事の掌中に在る。役員會は毎月定時一回。〔機關誌〕『ショフワーチ・フレンド』毎月一回刊行。現任會長石橋辰次郎。

### 伸銅工組合新進會

大正八年九月設立、事務所大阪市西野田

十六町六六一、伸銅工場に從業する一般筋肉労働者にして滿十六才以上の男女を以て會員とするが、現在は住友伸銅場、東洋伸銅株式會社を重な地盤として居る。會員概數八百。其主義、主張に曰く  
：：されば吾人は共同互助の精神を尙び過激なる共產主義を排して社會に奉仕せんとする（一）、我等は團結を固くし地位の向上智識の開發技術の進歩を計らん事を期す  
（二）、我等は勞資の關係に對して團體運動の基礎を確立し時勢の進運に遅れざらん事を期す  
（三）、我等は普通選舉の即時實行を促し併せて治安警察法第十七條の撤廢を期す  
と。〔機關〕總會（毎年一回開催、會務及會計の報告、役員の改選）（二）代議員會（重要な會務の審議）（三）幹部會（事務執行に關する事項の審議）及（四）支部委員會であるが、重要會務議決の實權は總會でなくて代議員會に在る、代議制である。役員は組合長一名、理事、支部長、委員各若干名。組合長及理事は代議員會の推薦を經總會出席者の三分の二以上の賛成を得ることを要すと規定され、猶ほ組合長は必ずしも組合員たる事を要せざれども資本家たる



漸次衰退、五月幹事本多直夫氏は幹事長河島眞一氏と意見を異にし同志四人と共に脱会、組合運動を去り文書宣傳に従ふ。

協会事務所福岡市上店屋町、幹事長河島眞二

### 同志會

大正八年十月設立、本部八幡市通九丁目  
會員は八幡製鐵所在職の労働者であるが、  
嘗て本會々員たりしものは身分變更及退  
職後と雖會員たることを得と爲す。現在會  
員三千五百名。「綱領」に曰く

- 一、吾人は時代の趨勢に鑑み智識の涵養、品性の向上技術の發達を期するにあり
- 二、吾人は團結の力に依り生活の安定、待遇の改善を期するにあり

三、吾人は協力一致し救濟事業の發展を期す  
るにあり

〔機關〕會長一名、副會長一名、理事、賞罰委員、監査役、會計、幹事、評議員各若干名。其選出方法及會議に關する規定は

- 一、本會役員は評議員會に於て選定す但し賞罰委員、幹事評議員は各工場に於て選出す
- 賞罰審査員并に幹事は各工場毎に一名、評議員は各工場毎に五十名に對し一名五十名以下の場合は之を五十名と見做す 製鐵所

諸備人は(下級船員を含む)各部課を通じて同一職名のものを合して一工場と見做す  
各役員の任期は一ヶ年とし再選舉を妨げず  
但し選舉期は毎年十月二十五日とす

一、本會議は左の種別に依る

理事會は必要の都度開會理事以上并に會計事以上を以て議員とす幹事會は毎月一ヶ月に

一回と定め評議員以上を以て議員とす

とあるが、なほ全會員を以て毎年一回總會

を開くことを規定して居る。然し會則の改廢は評議員會の決議に依るとなし、總會

は實務の處理には關係なきが如くである。

(九年十一月六日前田大勝座に於ける第一

回總會は、會計報告以外會務の討論決議の記録なく、演說會乃至講演會の觀がある—

—東洋タイムス第二十號)〔會計〕

### 博多織職工組合

大正九年五月二十七日設立、福岡市及接續町村の博多織工を以て組織、同年末現在會員四五三。「綱領」に曰く

- 一、評議員は毎月十五日迄に會費を徵集幹事に納付し幹事は其工場全部の集金を其月二十日迄に會計に納付すべし
- 一、徵集金は毎月所要の費用を控除し餘金は基金として本會の名義を以て確實なる銀行
- 一、人格品性の向上を期す
- 二、智識の向上を計る
- 三、國產博多織の眞價を發揚せしむる爲め技術練達に努力する事
- 四、勞資協調の元に職業に從事する事

五、組合員の新發明に關する獎勵及び紹介する事

六、相互扶助に努力する事  
七、工場法活用に努力する事  
八、労働者の社會的地位の向上を期す  
九、労働條件の改善を期し利益の増進に努力す  
十、生活費の輕減を計るため賃質組合を組織す

十一、職業紹介

〔機關〕理事會(執行機關)及評議員會。評議員二十名大會に於て選舉、理事は評議員互選。「會費」月額二十錢。「機關誌」博多毎日新聞を以て之に充つ。創立以來半年爭議に關係したこと十四回である。

七月一日第一回大會、縣第一公會堂に開催。組合長詮衡、事務報告、役員撰舉、規則中改正の件を決議。來賓中勞友會の河島直二氏、日本勞働組合の竹内勘藏氏、東京毎日新聞記者加藤勘十氏あり。現在役員は左の如くである。

組合長三隅忠雄(博多毎日新聞社長)・理事長  
松居孝一郎・理事田中信三・渡邊兆次郎・四宮祐愛・下川肇(以上博多織工)